

# 資料 1

## 令和 6 年 1 2 月 市議会定例会 提 出 議 案 の 要 旨

### 目 次

1 報告案件 .....	1
2 議決案件 .....	1 1
3 同意案件 .....	7 4

資料作成 令和 6 年 1 1 月 1 9 日



# 1 報告

## 報告第10号 専決処分の報告について

### 【処分内容等】

#### 1 損害賠償額の決定について

##### (1) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和6年10月15日 豊専第38号	令和6年7月12日午前9時30分頃、竹町宮下地内において、公用車（ごみ収集車）を切り返していたところ、右後方バンパーが相手方マンションのごみステーションのブロックに接触したもの
損 害 賠 償 額	168,300円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	ごみステーションの損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 車両を切り返し、後進する際に、車両誘導が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、悪天候時に公用車を運転するときは、普段以上に注意して車両周囲の安全確認を行うとともに、車両誘導における運転者と誘導者の意思疎通を十分に図ることについて、周知徹底を図った。</p>

## (2) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和6年11月8日 豊専第47号	令和6年4月17日午後0時50分頃、豊田地域医療センター駐車場において、駐車中の公用車の後部座席から荷物を取り出そうとドアを開けたところ、右方に駐車していた相手方車両に接触したもの
損害賠償額	171,799円
相手方の損害の程度	左後部ドアの損傷
備考	<p>1 事故発生の原因 ドア開閉時に相手方車両との離隔の確認が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 保健部感染症予防課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車のドアを開閉するときは、車両の周囲の安全確認を十分に行うとともに、公用車を駐車するときは、できる限り周辺に十分な空間を確保できる場所を選ぶことについて、周知徹底を図った。</p>

(3) 市道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和6年10月23日 豊専第39号	令和6年6月30日午後2時25分頃、乙部町北屋敷地内において、相手方車両が走行していたところ、路面に生じていた穴にタイヤを落としたもの
損 害 賠 償 額	64,805円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	右前輪及び右後輪の損傷
過 失 割 合	豊田市30%、相手方70%
備 考	<p>1 事故発生の原因 通過車両による荷重、振動、衝撃等により舗装が損傷し、路面に穴が生じたことによる。</p> <p>2 担当課 建設部土木管理課</p> <p>3 事故の防止策 現場の舗装を修繕するとともに、引き続きパトロールの実施や市民からの情報提供等により舗装の損傷箇所の早期発見に努め、修繕作業を迅速に実施する。</p>

(4) 市道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和6年10月23日 豊専第40号	令和6年6月30日午後3時頃、乙部町北屋敷地内において、相手方車両が走行していたところ、路面に生じていた穴にタイヤを落としたもの
損 害 賠 償 額	14,982円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	右前輪の損傷
過 失 割 合	豊田市30%、相手方70%
備 考	<p>1 事故発生の原因 通過車両による荷重、振動、衝撃等により舗装が損傷し、路面に穴が生じたことによる。</p> <p>2 担当課 建設部土木管理課</p> <p>3 事故の防止策 現場の舗装を修繕するとともに、引き続きパトロールの実施や市民からの情報提供等により舗装の損傷箇所の早期発見に努め、修繕作業を迅速に実施する。</p>

(5) 市道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和6年10月23日 豊専第41号	令和6年6月30日午後4時15分頃、乙部町北屋敷地内において、相手方車両が走行していたところ、路面に生じていた穴にタイヤを落としたもの
損 害 賠 償 額	101,003円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	右前輪の損傷
過 失 割 合	豊田市30%、相手方70%
備 考	<p>1 事故発生の原因 通過車両による荷重、振動、衝撃等により舗装が損傷し、路面に穴が生じたことによる。</p> <p>2 担当課 建設部土木管理課</p> <p>3 事故の防止策 現場の舗装を修繕するとともに、引き続きパトロールの実施や市民からの情報提供等により舗装の損傷箇所の早期発見に努め、修繕作業を迅速に実施する。</p>

(6) 施設の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和6年10月24日 豊專第42号	令和6年9月6日午前11時頃、古瀬間墓地公園地内において、倒木が相手方墓石に接触したもの
損 害 賠 償 額	637,000円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	墓石の損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 施設内の樹木の管理が不十分であったことによる。</p> <p>2 担当課 都市整備部公園緑地つかう課</p> <p>3 事故の防止策 現場の倒木を撤去し、周辺の枯れ木を点検するとともに、引き続きパトロールの実施や専門家による点検、市民からの情報提供等により倒木が予想される樹木の早期発見に努め、必要な措置を迅速に実施する。</p>

(7) 施設の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和6年10月24日 豊專第43号	令和6年9月6日午前11時頃、古瀬間墓地公園地内において、倒木と接触し転倒した墓石が相手方墓石に接触したものの
損 害 賠 償 額	49,500円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	墓石の損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 施設内の樹木の管理が不十分であったことによる。</p> <p>2 担当課 都市整備部公園緑地つかう課</p> <p>3 事故の防止策 現場の倒木を撤去し、周辺の枯れ木を点検するとともに、引き続きパトロールの実施や専門家による点検、市民からの情報提供等により倒木が予想される樹木の早期発見に努め、必要な措置を迅速に実施する。</p>

## 2 工事請負契約の変更について

### (1) 豊田市駅西口ペデストリアンデッキDブロック改築工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 748,000,000	令和5年6月市議会定例会 議案第85号
変更後金額 (今回)	B 762,445,200	令和6年10月31日 豊専第44号
増減額	B-A 14,445,200	
主な 変更内容	<p>1 エスカレータ下部工の追加            (1) 新たに設置するエスカレータの下部機械室工事を追加するもの            (2) 他工事で施工予定であったところ、本工事で行う階段下部工と施工箇所が近接することから、本工事で施工することが適正と判断したため</p> <p>2 鋼矢板施工方法の一部変更            (1) ゼロクリアランス工法 → ゼロクリアランス工法            (2箇所継)            (2) 現地測量の結果、隣接する既設構造物の位置が当初の想定と乖離していることが判明し、当該構造物への影響に鑑み、施工方法の一部変更が必要となつたため</p>	
備考	<p>1 相手方 矢作建設・ヤハギ道路建設共同企業体            代表者 名古屋市東区葵三丁目19番7号            矢作建設工業株式会社            代表取締役 高柳 充広</p> <p>2 担当課 都市整備部都市整備課</p> <p>3 完成日 令和7年7月11日</p>	

(2) 豊田市美術館高橋節郎館増築等工事

区分	金額(単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 307,450,000	令和5年12月市議会定例会 議案第136号
変更後金額 (今回)	B 308,220,000	令和6年11月8日 豊専第45号
増減額	B-A 770,000	
主な 変更内容	1 新設屋根構造材と既存構造躯体との接続方法の変更 (1) あと施工アンカー → 既存躯体鉄筋への定着 による接続 → による接続 (2) 現地調査の結果、アンカーの取付けによる既存構造躯 体への影響に鑑み、施工方法の変更が必要となつたため 2 エントランスホール天井仕上げ材の変更 (1) アルミ製ルーバー → 光幕天井 (2) 展示室利用など施設の運用方法の見直しにより、室内 照度と均齊度の向上が必要になり、より光の拡散性が高 い天井材に変更したため	
備考	1 相手方 豊田市深田町二丁目14番地8 神谷組工業株式会社 代表取締役 神谷 典之 2 担当課 美術・博物部美術館 3 完成日 令和6年12月11日	

3 訴えの提起について  
市営住宅明渡等請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和6年11月8日 豊專第46号
相手方	[REDACTED]
請求内容	1 市営住宅及び駐車場の明渡し 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方が8月分の市営住宅の家賃等12万7,200円を長期滞納していること。

【担当課：定住促進課】

4 令和6年度豊田市一般会計補正予算  
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

## 2 議決

### 議案第111号 豊田市成長投資促進条例

#### 【要旨】

本市における成長産業の創出、地域産業の高度化及び雇用機会の創出を図り、もって本市の経済の振興及び市民生活の安定に資するため、本市の区域内において事業所の新設及び増設並びに設備投資を行う者に対して奨励措置を講ずる。

#### 1 用語の意義

##### (1) 事業所

単一の経営主体が一の団地内において人及び機械装置を有して継続的に経済活動を行う場所的単位

##### (2) 会社

会社法第2条第1号に規定する会社

##### (3) 新設

現に市内に事業所を有しない会社が、市内に事業所を設置すること。

##### (4) 増設

現に市内に事業所を有する会社が、市内に事業所を設置すること（市内の既存の事業所に施設を増築することを含む。）。

##### (5) 設備投資

会社が、新設若しくは増設（以下「新設等」という。）をする事業所又は市内の既存の事業所に新たに取得した機械装置を設置すること。

##### (6) 中小企業

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、会社

##### (7) 大企業

中小企業以外の会社

##### (8) 事業者

新設等又は設備投資を行う会社

##### (9) 製造業

統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「標準産業分類」という。）に掲げる大分類E－製造業に属する事業

##### (10) ソフトウェア業

標準産業分類に掲げる大分類G－情報通信業のうち、小分類391－ソフトウェア業に属する事業

##### (11) 市場規模拡大分野

製造業及びソフトウェア業のうち、規則で定める分野

##### (12) 支配関係

法人税法第2条第12号の7の5に規定する関係

(13) 産業集積地区

都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域のほか、産業の集積等を図る地区として規則で定める地区

(14) 特定地域

都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の地域のうち、規則で定める地域

2 奨励措置の内容

(1) 奨励金の交付

- ア 成長産業立地奨励金
- イ 設備投資奨励金

(2) 特別支援

- ア 新設等に伴う行政庁の許可等に係る手続への協力
- イ 新設等を行うために必要な近隣住民等との調整（愛知県企業庁が関与するものに限っては用地の確保を含む。）への協力
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、新設等に係る必要な協力

3 対象事業

(1) 成長産業立地奨励金の交付

次の要件を全て満たし、事業規模の拡大又は生産性の向上を目的とした新設等

- ア 新設等をする事業所で行う事業活動が、奨励措置の対象事業者の指定（以下単に「指定」という。）の申請をした日において市場規模拡大分野に該当すること。
- イ 対象資産が事業者又は当該事業者と支配関係にある会社によって工場（電子計算機に係るプログラムの作成等を行う場所を含む。）又は研究開発施設の用に直接供されること。
- ウ 対象資産を事業者自らが取得すること。
- エ 対象資産の取得額の合計が規則で定める額以上であること。
- オ 新設等をする事業所が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある事業の用に供されるものでないこと。
- カ 指定の申請をした日の翌日から起算して3年以内に対象事業が完了すること。
- キ 事業者が有する既存の事業所（当該事業者が過去に成長産業立地奨励金、設備投資奨励金、豊田市企業立地奨励条例（以下「旧条例」という。）第3条第1号ア又はイに掲げる奨励金その他市が交付するこれらに類するもの（以下「奨励金等」という。）の交付を受けて新設等をした事業所に限る。）の敷地内において増設を行う場合は、当該既存の事業所が規則で定める日前に奨励金等の交付の対象となる事業を完了していること。
- ク 指定の時点において規則で定める補助金の認定を受けている事業又は市長が特に認めた事業であること。
- ケ 市街化調整区域内において事業所の新設又は増設（市内の既存の事業所に施設を増築することを除く。）をする場合にあっては、当該事

業所の主たる出入口の面する道路以外の道路（市道に限る。）の幅員が9メートル未満のときは、当該事業所に設置する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が当該道路の中心線から規則で定める距離以上離れていること。

#### （2）設備投資奨励金の交付

次の要件を全て満たし、事業規模の拡大、生産性の向上又は温室効果ガスの排出量削減を目的とした設備投資

ア 対象資産が製造業、ソフトウェア業その他規則で定める事業の用に事業者又は当該事業者と支配関係にある会社によって直接供されること。

イ 対象資産を事業者自らが取得すること。

ウ 対象資産の取得額の合計が規則で定める額以上であること。

エ 設備投資を行う事業所が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある事業の用に供されるものないこと。

オ 指定の申請をした日の翌日から起算して3年以内に対象事業が完了すること。

カ 事業者が有する既存の事業所において設備投資を行う場合は、当該既存の事業所が規則で定める日前に奨励金等の交付の対象となる事業を完了していること。

キ 市街化調整区域内において事業所を新設又は増設（市内の既存の事業所に施設を増築することを除く。）をする場合にあっては、当該事業所の主たる出入口の面する道路以外の道路（市道に限る。）の幅員が9メートル未満のときは、当該事業所に設置する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が当該道路の中心線から規則で定める距離以上離れていること。

#### （3）特別支援

次の要件を全て満たす事業

ア 経営状況が良好な会社が、産業集積地区において行う事業であること。

イ 敷地面積が1万平方メートル以上の市場規模拡大分野の用に供される事業所又は敷地面積が10万平方メートル以上の製造業若しくはソフトウェア業の用に供される事業所の新設又は増設（市内の既存の事業所に施設を増築することを除く。）をする事業であること。

### 4 欠格事由

次のいずれかに該当する者は、奨励金の交付又は特別支援を受けることができない。

（1）事業者の役員に暴力団関係者がいる者

（2）暴力団員等がその事業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者

（3）事業者の役員が、暴力団の威力、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者

（4）事業者の役員が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは

運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

- (5) 事業者の役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 事業者の役員が、(1)から(5)までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者
- (7) 豊田市税を滞納している者

## 5 対象資産及び対象経費

### (1) 対象資産

指定の申請をした日（土地にあっては、新設等に係る工事等に着手した日前1年に当たる日）の翌日から起算して3年以内に新設等又は設備投資に伴い取得した固定資産のうち、次の奨励金の区分に応じて定める資産とする。ただし、過去に奨励金等その他の名目で市から交付を受けた固定資産を除く。

#### ア 成長産業立地奨励金

専ら生産、研究又は開発の用に供する土地、家屋及び償却資産  
イ 設備投資奨励金

専ら生産、研究又は開発の用に供する償却資産

### (2) 対象経費

対象資産の取得に要する費用とする。ただし、消費税相当額、地方消費税相当額その他市長が不適当と認める費用は除く。

## 6 奨励金の額等

	区分	奨励金の額	奨励金の限度額
成長産業立地奨励金	(1) 愛知県内に事業所を有しない会社が産業集積地区又は特定地域に事業所の新設をする場合	対象経費に100分の30を乗じて得た額	20億円
	(2) 愛知県内に事業所を有しない会社が産業集積地区及び特定地域以外の地域に事業所の新設をする場合	対象経費に100分の25を乗じて得た額	
	(3) 愛知県内に事業所を有する会社が産業集積地区又は特定地域に事業所の新設等をする場合	対象経費に100分の25を乗じて得た額	

	(4) 愛知県内に事業所を有する会社が産業集積地区及び特定地域以外の地域に事業所の新設等をする場合	対象経費に100分の20を乗じて得た額	
設備投資奨励金	(1) 中小企業が市場規模拡大分野に属する事業に係る設備投資を行う場合	対象経費に100分の30を乗じて得た額	5億円
	(2) 中小企業が市場規模拡大分野に属する事業以外の事業に係る設備投資を行う場合	対象経費に100分の20を乗じて得た額	
	(3) 大企業が市場規模拡大分野に属する事業に係る設備投資を行う場合	対象経費に100分の20を乗じて得た額	
	(4) 大企業が市場規模拡大分野に属する事業以外の事業に係る設備投資を行う場合	対象経費に100分の10を乗じて得た額	

## 7 指定の申請等

- (1) 奨励金の交付を受けようとする事業者は、規則で定める日までに規則で定めるところにより市長に申請をし、指定を受けなければならない。
- (2) 特別支援を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより市長に申請をし、指定を受けなければならない。
- (3) 市長は、(1)及び(2)の指定の申請があったときは、必要な調査及び審査をし、この条例の目的に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、指定をするものとする。ただし、同一の事業について成長産業立地奨励金、設備投資奨励金その他市が交付するこれらに類するものは同時に重複して指定しないものとする。
- (4) 市長は、(1)及び(2)の指定の申請があったときは、豊田市成長投資審査会（以下「審査会」という。）に諮問するものとする。ただし、設備投資奨励金に係る指定をしようとする場合で、当該奨励金の対象資産の取得額の合計が1億円以下であるときは、この限りではない。
- (5) 市長は、指定をするときは、必要な条件を付すことができる。

## 8 奨励金の交付

- (1) 市長は、奨励金の交付に係る指定を受けた事業者（以下「奨励金交付事業者」という。）に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。
- (2) 市長は、交付する成長産業立地奨励金又は設備投資奨励金の額が1億

円を超えるときは、5年を限度に分割して交付することができる。

## 9 端数計算

奨励金を交付する場合に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする

## 10 奨励金の交付申請等

- (1) 奨励金交付事業者が奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定める日までに規則で定めるところにより市長に申請をし、奨励金の交付の決定を受けなければならない。
- (2) 市長は、奨励金の交付の申請があったときは、必要な調査を行い、及びこれを審査し、この条例の目的に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、奨励金の交付の決定をするものとする。
- (3) 市長は、奨励金の交付の決定をするときは、必要な条件を付すことができる。

## 11 特別支援の期間

特別支援に係る指定を受けた事業者（以下「受援事業者」という。）が特別支援を受けることができる期間は、特別支援に係る指定を受けた日から新設又は増設（市内の既存の事業所に施設を増築することを除く。）に係る工事等に着手するまでの間とする。

## 12 届出

- (1) 奨励金交付事業者は、次のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、以下のア及びウを除き、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
  - ア 対象事業に着手したとき。
  - イ 対象事業に係る計画を変更したとき。
  - ウ 対象事業が完了したとき。
  - エ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間を満了する前に新設等により取得した家屋若しくは償却資産又は設備投資により取得した償却資産に係る所有権を移転し、若しくは放棄し、又は当該奨励金交付事業者と支配関係にある会社以外の者に貸し付けようとするとき。
  - オ 新設等により取得した土地の取得日の翌日から起算して5年以内に当該土地に係る所有権を移転し、又は当該奨励金交付事業者と支配関係にある会社以外の者に貸し付けようとするとき。
- (2) 受援事業者は、事業所の新設等に係る工事等に着手したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- (3) 受援事業者は、事業所の新設等に係る計画を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

### 1 3 指定の取消し等

- (1) 市長は、奨励金交付事業者が次のいずれかに該当するときは、その指定若しくは奨励金の交付の決定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- ア 奨励金交付の要件を欠くこととなったとき。
  - イ 欠格事由のいずれかに該当したとき。
  - ウ 過去に奨励金等その他の名目で市から交付を受けた固定資産を対象資産として申請したことが判明したとき。
  - エ 指定の申請をした日の翌日から起算して3年以内に対象事業が完了しないとき。
  - オ 付された条件に違反したとき。
  - カ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間を満了する前に新設等により取得した家屋若しくは償却資産又は設備投資により取得した償却資産に係る所有権を移転し、若しくは放棄し、又は当該奨励金交付事業者と支配関係にある会社以外の者に貸し付けたと認められるとき。
  - キ 新設等により取得した土地の取得日の翌日から起算して5年以内に当該土地に係る所有権を移転し、又は当該奨励金交付事業者と支配関係にある会社以外の者に貸し付けたと認められるとき。
  - ク 偽りその他不正な行為により、指定若しくは奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
  - ケ この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反したとき。
  - コ 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
  - サ アからコまでのほか市長が奨励金を交付することが著しく不適当であると認めるとき
- (2) 市長は、受援事業者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
- ア 特別支援の要件を欠くこととなったとき。
  - イ 欠格事由のいずれかに該当したとき。
  - ウ 付された条件に違反したとき。
  - エ 新設又は増設（市内の既存の事業所に施設を増築することを除く。）に必要な許認可等が取得できないと認められるとき。
  - オ 偽りその他不正な行為により、指定を受けたとき。
  - カ この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反したとき。
  - キ 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
  - ク アからキまでのほか市長が特別支援を行うことが著しく不適当であると認めるとき。

### 1 4 豊田市成長投資審査会

- (1) 諮問に応じ指定について審査するため、審査会を置く。
- (2) 審査会は、(1)の規定による審査のほか、この条例の運用について

- 市長の諮問に応じ審議し、又は市長に意見を述べることができる。
- (3) 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
  - (4) 委員は、産業の振興に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
  - (5) 委員の任期は、5年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - (6) 委員は、再任することができる。
  - (7) 委員は、(5)の任期が満了したときは、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
  - (8) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
  - (9) (3)から(8)までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

#### 15 権利の譲渡等の禁止

- (1) 奨励金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。
- (2) 特別支援を受ける権利は、これを譲渡してはならない。

#### 16 奨励事業者の地位の承継

奨励金交付事業者及び受援事業者（以下「奨励事業者」という。）に相続、譲渡、合併等により変更が生じたときは、当該事業が継続される場合に限り、当該事業の承継人は、市長の承認を受け、当該奨励事業者の地位を承継することができる。

#### 17 報告の聴取等

- (1) 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定の申請を行った事業者又は奨励事業者（以下「奨励事業者等」という。）に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に奨励事業者等の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

### 【備考】

#### 1 市場規模拡大分野

製造業及びソフトウェア業のうち、次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野及びロボット関連分野のうち、市場規模が直近2年で25パーセント以上拡大していると認められるものその他市長が認める分野

#### 2 産業集積地区

工業地域及び工業専用地域のほか、産業の集積等を図る地区として定める次の（1）から（4）までの地区

- (1) 東名高速道路の豊田上郷スマートインターチェンジ、伊勢湾岸自動車道路の豊田東インターチェンジ、豊田南インターチェンジ及び刈谷スマートインターチェンジ、東海環状自動車道の豊田藤岡インターチェンジ、豊田勘ハイインターチェンジ及び豊田松平インターチェンジ並びに猿投グリーンロードの八草インターチェンジ、八草東インターチェンジ、西広瀬インターチェンジ及び枝下インターチェンジの料金徴収所又は一般道路への出入口から1.1キロメートル以内の区域
- (2) 大規模既存工場（一の団地内における敷地面積が20ヘクタール以上の工場若しくは事業場又は工業専用地域若しくは地区計画で工業地以外の土地利用が制限されている区域に存する面積が20ヘクタール以上の一团の土地をいう。以下同じ。）に該当する区域
- (3) 大規模既存工場に隣接する区域
- (4) 大規模既存工場から1.1キロメートル以内の区域

3 特定地域

都市計画区域以外の地域のうち、産業集積地区を除く地域

4 施行期日 令和7年4月1日

5 有効期限 令和17年3月31日

【担当課：産業労働課】

## 議案第112号 豊田市事務分掌条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

行政需要の変化に的確に対応し、適切な行政執行を図るための組織改革を実施するため、組織の廃止及び新設並びに組織の名称及び分掌事務の変更を行う。

### 1 組織の廃止及び新設（令和7年4月1日以後）

#### （1）廃止及び新設する組織

##### ア 廃止する組織

生涯活躍部

##### イ 新設する組織

魅力創造部

#### （2）魅力創造部の分掌事務

ア 市民の学び及び体験に関すること。

イ 観光及び誘客に関すること。

ウ シティプロモーションに関すること。

エ 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。

オ スポーツに関すること（学校における体育に関するなどを除く。）。

### 2 組織の名称の変更

＜現 行＞

地域振興部

＜令和7年4月1日以後＞

→

地域活躍部

### 3 分掌事務の変更

部の名称	現 行	令和7年4月1日以後
企画政策部	<p>(1) 基本施策の企画に関すること。</p> <p>(2) 総合的な計画に係る事業の調整に関すること。</p> <p>(3) 予算に関すること。</p> <p>(4) 土地利用の計画及び総合調整に関すること。</p> <p>(5) 都市計画に関すること。</p> <p>(6) 資産保有の最適化及び総合調整に関すること。</p> <p>(7) 持続可能な未来都市の推進に関すること。</p>	<p>(1) 基本施策の企画に関すること。</p> <p>(2) 総合的な計画に係る事業の調整に関すること。</p> <p><u>(3) 土地利用の計画及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(4) 予算に関すること。</u></p> <p><u>(5) 資産保有の最適化及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(6) 持続可能な未来都市の推進に関すること。</u></p>

地域活躍部	<p>(1) 地域自治区及び地域協議会に関すること。</p> <p>(2) 自治振興に関すること。</p> <p>(3) 地域のまちづくりに関すること。</p> <p>(4) 交通安全及び防犯に関すること。</p> <p>(5) 防災に関すること。</p>	<p>(1) 市民の活躍及び交流に関すること。</p> <p>(2) 地域自治区及び地域協議会に関すること。</p> <p>(3) 自治振興に関すること。</p> <p>(4) 地域のまちづくりに関すること。</p> <p>(5) ボランティア及びNPOに関すること。</p> <p>(6) 多文化共生及び国際交流に関すること。</p> <p>(7) ジェンダー平等に関すること。</p> <p>(8) 山村地域の支援に関すること。</p> <p>(9) 交通安全及び防犯に関すること。</p> <p>(10) 防災に関すること。</p>
こども・若者部	<p>(1) 少子化対策及び子育て支援に関すること。</p> <p>(2) 若者の支援に関すること。</p> <p>(3) 児童及び家庭の支援に関すること。</p> <p>(4) こども園に関すること。</p>	<p>(1) 少子化対策に関すること。</p> <p>(2) こども及び若者の支援に関すること。</p> <p>(3) 子育て及び家庭の支援に関すること。</p> <p>(4) こども園に関すること。</p>
福祉部	<p>(1) 地域福祉に関すること。</p> <p>(2) 生活保護に関すること。</p> <p>(3) 障害者福祉に関すること。</p> <p>(4) 高齢者福祉に関すること。</p> <p>(5) 後期高齢者医療及び医療費の助成に関すること。</p>	<p>(1) 地域福祉に関すること。</p> <p>(2) 生活保護に関すること。</p> <p>(3) 障害者福祉に関すること。</p> <p>(4) 高齢者福祉に関すること。</p> <p>(5) 後期高齢者医療及び医療費の助成に関すること。</p> <p>(6) 公営墓地及び火葬場に関すること。</p>

産業部	<p>(1) <u>工業、商業及び労働行政</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>観光</u>に関すること。</p> <p>(3) 都心地区の活性化に関すること。</p> <p>(4) 農業、林業及び水産業に関すること。</p> <p>(5) 土地改良に関すること。</p>	<p>(1) <u>産業振興</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>労働行政</u>に関すること。</p> <p>(3) 都心地区の活性化に関すること。</p> <p>(4) 農業、林業及び水産業に関すること。</p> <p>(5) 土地改良に関すること。</p>
都市整備部	<p>(1) <u>都心地区の整備</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>市街地再開発</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>交通対策</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>区画整理</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>公園</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>建築確認及び開発許可</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>公共施設の建築</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>定住促進</u>に関すること。</p>	<p>(1) <u>都市計画</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>都心地区の整備</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>市街地再開発</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>交通対策</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>区画整理</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>公園</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>建築確認及び開発許可</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>公共施設の建築</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>定住促進</u>に関すること <u>(山村地域を除く。)</u>。</p>

【担当課：行政改革推進課】

議案第113号 豊田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する  
条例の一部を改正する条例

【要旨】

令和6年人事院勧告に準じて、一般職の任期付職員の給料月額の引上げ  
及び期末手当に係る支給割合の改定を行う。

1 一般職の任期付職員の給料月額の引上げ

号給	現 行	改 正 後
1	380,000円	392,000円
2	427,000円	440,000円
3	477,000円	492,000円
4	539,000円	555,000円
5	615,000円	634,000円
6	718,000円	740,000円
7	839,000円	864,000円

2 一般職の任期付職員の期末手当の支給割合の改定

令和6年12月1日前まで	令和6年12月1日以後
100分の170	100分の175

【備考】

1 一般職の任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する  
当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行  
することが特に必要とされる業務に従事させるため、任命権者が選考に  
より任期を定めて採用する職員

2 一般職の任期付職員の期末手当の額

期末手当の支給基準日現在において職員が受けるべき給料及び地域手  
当の月額の合計額に、期末手当に係る支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第114号 豊田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、議会の議員の期末手当に係る支給割合を改定する。

議会の議員の期末手当の支給割合の改定

令和6年12月1日前まで	令和6年12月1日以後	令和7年4月1日以後
100分の170	100分の175	100分の172.5

【備考】

議会の議員の期末手当の額

議員報酬の月額及びその額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第115号 豊田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を  
改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、会計年度任用職員の報酬の限度額の引上げ並びに期末手当及び勤勉手当に係る支給割合の改定を行う。

1 会計年度任用職員の報酬の限度額の引上げ

職 種		現 行	令和7年4月1日以後
事務	第2種	月額22万5,000円、日額1万1,500円又は時間額1,500円	月額24万円、日額1万2,000円又は時間額1,600円
	第3種	月額19万5,000円、日額9,800円又は時間額1,300円	月額21万円、日額1万500円又は時間額1,400円
労務		月額22万5,000円、日額1万1,500円又は時間額1,500円	月額24万円、日額1万2,000円又は時間額1,600円

2 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改定

現 行	令和7年4月1日以後
100分の122.5	100分の125

3 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の改定

現 行	令和7年4月1日以後
100分の102.5	100分の105

【備考】

1 会計年度任用職員

一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

2 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額

10月支給分については4月から9月末日までの勤務に対して支給される報酬の額、翌年の4月支給分については前年10月から3月末日までの勤務に対して支給される報酬の額のそれぞれの合計をそれぞれ6で除して得た額に、期末手当又は勤勉手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第116号 豊田市特別職職員の給与を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、特別職職員の期末手当に係る支給割合を改定する。

特別職職員の期末手当の支給割合の改定

令和6年12月1日前 まで	令和6年12月1日以後	令和7年4月1日以後
100分の170	100分の175	100分の172.5

【備考】

特別職職員の期末手当の額

特別職職員の受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に、給料及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

## 議案第117号 豊田市職員給与条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

令和6年人事院勧告に準じて、職員の給料月額の引上げ並びに期末手当及び勤勉手当に係る支給割合の改定を行う。

#### 1 給料月額の引上げ

平均引上げ率 4.03% (12,608円)

#### 2 期末手当の支給割合の改定

職員の区分	令和6年12月1日 前まで	令和6年12月1日 以後	令和7年4月1日 以後
一般の職員	100分の122.5	100分の127.5	100分の125
特定管理職員	100分の102.5	100分の107.5	100分の105
定年前再任用短時間勤務職員	100分の68.75	100分の71.25	100分の70
特定管理職員	100分の58.75	100分の61.25	100分の60

#### 3 勤勉手当の額の総額の設定に係る割合の改定

職員の区分	令和6年12月1日 前まで	令和6年12月1日 以後	令和7年4月1日 以後
一般の職員	100分の102.5	100分の107.5	100分の105
特定管理職員	100分の122.5	100分の127.5	100分の125
定年前再任用短時間勤務職員	100分の48.75	100分の51.25	100分の50
特定管理職員	100分の58.75	100分の61.25	100分の60

### 【備考】

#### 1 一般職の職員の勤勉手当の額の総額の設定

勤勉手当の支給基準日現在において、一般職の職員の職員区分に属する職員が受けるべき給料、地域手当及び扶養手当の月額の合計額に、勤勉手当の割合を乗じて得た額の総額を、当該職員区分に属する職員に支給する勤勉手当の上限額とするもの

#### 2 特定管理職員

副参事以上又はこれに相当する職員

【担当課：人事課】

## 議案第118号 豊田市手数料条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

住民票の写し等のコンビニ交付を推進するため、コンビニ交付に係る証明発行手数料を引き下げるほか、建築物の確認申請等に係る手数料の引上げ等及び建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等に係る手数料の新設等を行う。

#### 1 住民票の写し等のコンビニ交付に係る証明発行手数料の引下げ

コンビニ交付に係る証明	現 行	令和7年4月1日以後
住民票の写し	150円	100円
印鑑登録証明書	150円	100円
所得課税証明書	200円	100円

#### 2 建築物の確認申請等に係る手数料の引上げ等

##### (1) 建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の引上げ

床面積の合計	現 行	令和7年4月1日以後
30m <sup>2</sup> 以内	6,000円	10,000円
30m <sup>2</sup> を超える100m <sup>2</sup> 以内	19,000円	28,000円
100m <sup>2</sup> を超える200m <sup>2</sup> 以内	41,000円	59,000円
200m <sup>2</sup> を超える300m <sup>2</sup> 以内	68,000円	101,000円
300m <sup>2</sup> を超える500m <sup>2</sup> 以内		141,000円
500m <sup>2</sup> を超える1,000m <sup>2</sup> 以内	107,000円	
1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内	155,000円	207,000円
2,000m <sup>2</sup> を超える10,000m <sup>2</sup> 以内	231,000円	313,000円
10,000m <sup>2</sup> を超える50,000m <sup>2</sup> 以内	341,000円	466,000円
50,000m <sup>2</sup> を超える	610,000円	836,000円

##### (2) 建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知に係る手数料の引上げ

床面積の合計	現 行	令和7年4月1日以後
30m <sup>2</sup> 以内	17,000円	23,000円
30m <sup>2</sup> を超える100m <sup>2</sup> 以内	22,000円	28,000円
100m <sup>2</sup> を超える200m <sup>2</sup> 以内	36,000円	41,000円
200m <sup>2</sup> を超える300m <sup>2</sup> 以内	51,000円	55,000円
300m <sup>2</sup> を超える500m <sup>2</sup> 以内		67,000円

##### (3) 中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知に係る手数料の引上げ

床面積の合計	現 行	令和7年4月1日以後
30m <sup>2</sup> 以内	16,000円	22,000円
30m <sup>2</sup> を超える100m <sup>2</sup> 以内	21,000円	27,000円
100m <sup>2</sup> を超える200m <sup>2</sup> 以内	35,000円	40,000円
200m <sup>2</sup> を超える300m <sup>2</sup> 以内	50,000円	53,000円
300m <sup>2</sup> を超える500m <sup>2</sup> 以内		66,000円

(4) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知に係る手数料の引上げ

中間検査を行う部分の床面積の合計	現 行	令和7年4月1日以後
30m <sup>2</sup> 以内	16,000円	20,000円
30m <sup>2</sup> を超え100m <sup>2</sup> 以内	21,000円	25,000円
100m <sup>2</sup> を超え200m <sup>2</sup> 以内	33,000円	36,000円
200m <sup>2</sup> を超え300m <sup>2</sup> 以内	47,000円	48,000円
300m <sup>2</sup> を超え500m <sup>2</sup> 以内		62,000円

(5) 建築物に関する構造計算適合性判定に係る手数料の廃止

建築物に関する構造計算適合性判定に係る手数料を廃止する。

3 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等に係る手数料の新設等

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請に係る手数料の新設（令和7年4月1日以後）

ア 住宅等における仕様基準に係るもの及び仕様・計算併用法に係るもの  
の手数料

(ア) 一戸建て住宅

区分	1件当たりの手数料	計画変更手数料
仕様基準に係るもの	19,100円	10,100円
仕様・計算併用法に係るもの	27,000円	14,100円
その他のもの	37,100円	19,200円

(イ) 共同住宅等（建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの）

区分	1棟の総戸数	1件当たりの手数料	計画変更手数料
仕様基準に係るもの	1	19,100円	10,100円
	2以上5以下	35,900円	19,000円
	6以上10以下	51,900円	27,700円
	11以上25以下	74,600円	40,200円
	26以上50以下	112,600円	61,300円
	51以上100以下	170,300円	93,900円
	101以上200以下	242,600円	135,200円
	201以上300以下	313,400円	174,200円
	301以上	356,500円	197,000円
仕様・計算併用法に係るもの	1	27,000円	14,100円
	2以上5以下	53,900円	27,900円
	6以上10以下	75,800円	39,600円
	11以上25以下	108,300円	57,000円
	26以上50以下	157,900円	83,800円
	51以上100以下	230,700円	123,900円
	101以上200以下	318,500円	172,700円
	201以上300以下	415,400円	224,700円
	301以上	481,900円	259,100円

その他のもの	1	37,100円	19,200円
	2以上5以下	74,900円	38,500円
	6以上10以下	105,400円	54,500円
	11以上25以下	148,300円	77,100円
	26以上50以下	213,000円	111,400円
	51以上100以下	305,200円	161,300円
	101以上200以下	413,500円	220,600円
	201以上300以下	542,100円	288,500円
	301以上	636,500円	336,900円

イ 工場等に係る手数料

床面積の合計	1件当たりの手数料	計画変更手数料
300m <sup>2</sup> 以内	47,500円	24,300円
300m <sup>2</sup> を超える1,000m <sup>2</sup> 以内	60,500円	31,100円
1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内	79,600円	41,300円
2,000m <sup>2</sup> を超える5,000m <sup>2</sup> 以内	128,900円	68,800円
5,000m <sup>2</sup> を超える10,000m <sup>2</sup> 以内	168,400円	91,100円
10,000m <sup>2</sup> を超える25,000m <sup>2</sup> 以内	202,300円	109,900円
25,000m <sup>2</sup> を超える	237,400円	129,600円

ウ 軽微変更証明申請に係る手数料

計画変更のうち軽微な変更の場合の手数料は、計画変更手数料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(2) 低炭素建築物新築等計画認定申請等及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等に係る手数料の新設（令和7年4月1日以後）

ア 住宅における仕様・計算併用法に係るもの的手数料

住宅の区分	1棟の総戸数	1件当たりの手数料	計画変更手数料
一戸建て住宅	1	27,000円	14,100円
共同住宅等	1	27,000円	14,100円
	2以上5以下	53,900円	27,900円
	6以上10以下	75,800円	39,600円
	11以上25以下	108,300円	57,000円
	26以上50以下	157,900円	83,800円
	51以上100以下	230,700円	123,900円
	101以上200以下	318,500円	172,700円
	201以上300以下	415,400円	224,700円
	301以上	481,900円	259,100円

イ 工場等に係る手数料

延べ面積	1件当たりの手数料	計画変更手数料
300m <sup>2</sup> 以内	47,500円	24,300円
300m <sup>2</sup> を超える1,000m <sup>2</sup> 以内	60,500円	31,100円
1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内	79,600円	41,300円
2,000m <sup>2</sup> を超える5,000m <sup>2</sup> 以内	128,900円	68,800円
5,000m <sup>2</sup> を超える10,000m <sup>2</sup> 以内	168,400円	91,100円
10,000m <sup>2</sup> を超える25,000m <sup>2</sup> 以内	202,300円	109,900円
25,000m <sup>2</sup> を超える	237,400円	129,600円

ウ 軽微変更証明申請に係る手数料

計画変更のうち軽微な変更の場合の手数料は、計画変更手数料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請に係る手数料の廃止（令和7年4月1日）

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請に係る手数料を廃止する。

【担当課：財政課】

議案第119号 豊田市立学校設置条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応するため、豊田市立足助まゆみこども園を廃止する。

豊田市立足助まゆみこども園の廃止（令和7年4月1日）

豊田市立足助まゆみこども園を廃止する。

【担当課：保育課】

## 議案第120号 豊田市交流館条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

利用実態及び地域のニーズに応じた施設運営の実現を図るため、足助交流館の部屋の名称の変更並びに石野交流館の部屋の区分及び使用料の変更を行う。

#### 1 足助交流館の部屋の名称の変更

現 行	令和7年4月1日以後
大会議室	多目的室

#### 2 石野交流館の部屋の区分及び使用料の変更

現 行	令和7年4月1日以後
多目的ホール	470円
大会議室、中会議室、研修室	140円

【担当課：市民活躍支援課】

## 議案第121号 豊田市古瀬間聖苑条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

受益と負担の公平を確保し、また、豊田市民及びみよし市民による豊田市古瀬間聖苑の利用機会を確保するため、豊田市民及びみよし市民以外の者の火葬施設及び式場の利用に係る使用料の引上げを行うとともに、みよし市民の火葬施設の利用に係る使用料について一部を除き無料とするほか、所要の改正を行う。

#### 1 豊田市民又はみよし市民以外の者が利用する場合の使用料の引上げ

区分	単位	使用料(円)	
		現行	令和7年4月1日以後
火葬施設 (待合室を含む。)	満10歳以上の者	1体	50,000円 70,000円
	満10歳未満の者	1体	25,000円 35,000円
	死産児	1胎	12,000円 16,000円
	胞衣及び産汚物	1件	12,000円 16,000円
式場(遺族控室及び僧侶控室を含む。)	午前9時から午後4時までの7時間以内	80,000円	112,000円
	午後5時から翌日午前9時までの16時間以内	40,000円	56,000円

#### 2 みよし市民が火葬施設を利用する場合の使用料の無料化(胞衣及び産汚物を除く。)

区分	現行	令和7年4月1日以後
満10歳以上の者	4,000円	無料
満10歳未満の者	2,500円	無料
死産児	1,500円	無料

#### 3 人体の一部を火葬する場合及び病院等が胞衣及び産汚物を火葬する場合における豊田市民又はみよし市民の欄に掲げる使用料の額が適用される条件の明確化(令和7年4月1日以後)

(1) 人体の一部を火葬する場合

- ア 豊田市又はみよし市において住民基本台帳に記録されている者が豊田市古瀬間聖苑（以下「聖苑」という。）の利用許可を受けたとき。ただし、当該利用許可を受けた者の親族が手術等により人体の一部を切除した場合で、その者のために聖苑の利用許可を受けたときに限る。
- イ 豊田市又はみよし市において住民基本台帳に記録されている者が手術等により人体の一部を切除した場合であって、その者が当該切除部位を火葬するために聖苑の利用許可を受けたとき。

(2) 病院等が胞衣及び産汚物を火葬する場合

豊田市内又はみよし市内に所在地を有する病院、診療所又は助産所が、胞衣及び産汚物を火葬するために聖苑の利用許可を受けたとき。

4 祭壇の利用条件の追加（令和7年4月1日以後）

祭壇は、式場を利用する場合に限り、利用することができることとする。

5 豊田市民又はみよし市民以外の者が靈安室を利用しようとする場合の許可条件の追加（令和7年4月1日以後）

豊田市民又はみよし市民以外の者が靈安室を利用しようとする場合は、火葬施設を利用するときに限って、利用することができることとする。

6 使用料の支払期限に係る規定の整備（令和7年4月1日以後）

- (1) 原則として、利用日までに納付しなければならないことを明記する。
- (2) 例外として、市長が必要と認めた場合は、利用日後において使用料を納付することができることとし、その場合は、市長が別に定める日までに納付しなければならないこととする。

【担当課：総務監査課】

## 議案第122号 豊田市立保育所条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

行政需要の変化に的確に対応するため、豊田市立御作こども園を廃止する。

豊田市立御作こども園の廃止（令和7年4月1日）

豊田市立御作こども園を廃止する。

【担当課：保育課】

## 議案第123号 豊田市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

児童扶養手当法施行令の一部改正による児童扶養手当の支給制限の対象となる所得基準の引上げに伴い、当該基準をその支給停止の対象となる所得基準として準用する心身障害者扶助料において、支給停止の期間を短縮する特例を設ける。

#### 支給停止期間を短縮する特例の設置

令和5年の所得が令和6年8月1日において扶助料の支給停止の対象となる所得基準を超えたため同年8月分から令和7年7月分まで扶助料を支給停止された者について、当該所得基準が令和6年11月1日に施行された児童扶養手当法施行令の規定の改正に伴い引き上げられたことにより、同日において令和5年の所得が当該所得基準以下となった者は、支給停止期間を同年8月分から同年10月分までとする。

【担当課：障がい福祉課】

## 議案第124号 豊田市都市公園条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

中央公園スポーツパークの整備に伴い、指定管理施設としての利用日及び利用時間の設定をするとともに、中央公園において指定管理者が行う業務を追加する。

#### 1 指定管理施設としての利用日及び利用時間の設定（令和8年9月1日以後）

区分	利用日	利用時間
スポーツパーク	12月28日 から翌年1月 4日までを除 く日	(1) 4月1日から9月30日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。) 午前10時から午後9時まで (2) 10月1日から翌年3月31日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。) 午前10時から午後8時まで (3) 日曜日、土曜日及び休日 午前9時から午後9時まで

#### 2 中央公園において指定管理者が行う業務の追加（令和7年4月1日以後）

中央公園において、次に掲げる行為をしようとする者に対する許可を指定管理者の業務として追加する。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 都市公園の全部又は一部を独占して展示会、博覧会その他これに類する催しを行うこと。

【担当課：スポーツ振興課】

議案第125号 豊田市都市公園使用料及び利用料金条例の一部を改正する  
条例

【要旨】

中央公園スポーツパークの整備に伴い、施設利用に係る利用料金の限度額及び使用料を定める。

1 中央公園スポーツパークの利用料金の限度額の設定（令和8年9月1日以後）

区分	単位	利用料金の 限度額（円）
グラウンド	1面利用	1時間 6,000
	分割利用 (1／2以下に限る。)	1区画 1時間 4,000
	夜間照明設備	1時間 3,000
憩いの広場	専用利用	1時間 10,000
駐車場（個人 利用）	普通自動車	1台1回につき駐車時 間3時間まで 無料
		1台1回につき駐車時 間3時間を超え30分 までごとに 200
	大型バス	1台1回につき駐車時 間2時間までごとに 1,000
駐車場（専用 利用）	第1駐車場	1回 50,000
	第2駐車場	1回 25,000

備考

憩いの広場を準備又は原状回復のために利用する場合の利用料金は、当該利用時間区分の利用料金の2分の1に相当する額とする。

3 中央公園スポーツパークの使用料の設定（令和8年9月1日以後）

区分	使用料
業として広告物を掲出する場合	豊田市道路の管理及び占用に関する条例別表の7(1)その他のものの定めるところによる。

【担当課：スポーツ振興課】

## 議案第126号 豊田市公共下水道条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

健全な下水道事業経営の維持のため、下水道使用料の額を引き上げるとともに、排水設備等の新設等の工事に関する指定工事店の指定に係る規定を整備するほか、所要の改正を行う。

### 1 下水道使用料の額の引上げ

区分		使用料（円）	
		現行	令和7年4月1日以後
一般汚水	基本（1月につき）	700	740
	10m <sup>3</sup> までの部分	10	20
	10m <sup>3</sup> を超え、 20m <sup>3</sup> までの部分	100	100
	20m <sup>3</sup> を超え、 40m <sup>3</sup> までの部分	130	130
	40m <sup>3</sup> を超え、 60m <sup>3</sup> までの部分	160	160
	60m <sup>3</sup> を超え、 300m <sup>3</sup> までの部分	180	180
	300m <sup>3</sup> を超える 部分	230	230
公衆浴場 汚水	汚水の量（1m <sup>3</sup> につき）	40	40

### 2 指定工事店の指定に係る規定の整備（令和7年4月1日以後）

- (1) 指定工事店の指定の要件として、排水設備等の新設等の工事に関し管理者が別に定める技能を有する者が専属することを求める規定の削除
- (2) 指定工事店の責務に係る規定の整備

指定工事店は、下水道に関する法令、条例その他管理者が定めるところに従い誠実に排水設備等の新設等の工事を施工しなければならない。

### (3) 指定工事店の指定の取消し等に係る規定の整備

ア 管理者は、指定工事店が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消さなければならない。

(ア) 不正な手段により指定を受けたとき。

(イ) 管理者が別に定める指定の要件を欠くに至ったとき又は指定工事店としての営業を廃止したとき。

イ 管理者は、指定工事店が次のいずれかに該当するときは、指定を取

り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(ア) (2)の規定に違反したとき。

(イ) その業務に関し不正又は不誠実と認められる行為をしたとき。

3 下水道法施行令の一部改正に伴う用語の整理

現 行	令和7年4月1日以後
大腸菌群数	大腸菌数

4 汚水の量の算定に係る使用水量の明確化

現 行	令和7年4月1日以後
水道の使用水量	豊田市水道事業給水条例第25条 第1項又は第26条に規定する使 用水量

【担当課：料金課】

## 議案第127号 豊田市汚水処理施設条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

健全な下水道事業経営の維持のため、汚水処理施設使用料の額を引き上げるほか、所要の改正を行う。

### 1 汚水処理施設使用料の額の引上げ

区分		使用料（円）	
		現行	令和7年4月1日以後
一般汚水	基本（1月につき）	700	740
	10m <sup>3</sup> までの部分	10	20
	10m <sup>3</sup> を超え、 20m <sup>3</sup> までの部分	100	100
	20m <sup>3</sup> を超え、 40m <sup>3</sup> までの部分	130	130
	40m <sup>3</sup> を超え、 60m <sup>3</sup> までの部分	160	160
	60m <sup>3</sup> を超え、 300m <sup>3</sup> までの部分	180	180
	300m <sup>3</sup> を超える 部分	230	230
	汚水の量（1m <sup>3</sup> につき）	40	40
公衆浴場 汚水			

### 2 現に引用している条項の整理

<現 行>	$\longrightarrow$	<令和7年4月1日以後>
豊田市公共下水道条例第8条		豊田市公共下水道条例第8条第1項

【担当課：料金課】

議案第128号から議案第135号まで 令和6年度豊田市補正予算  
 → 「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第136号 工事請負契約の締結について（豊田土橋土地区画整理事業  
道路築造工事）

【要旨】

豊田土橋土地区画整理事業の施行において、円滑で安全な交通を確保するため、道路等を新設する。

- 1 契約目的 豊田土橋土地区画整理事業道路築造工事
- 2 契約金額 320,650,000円
- 3 相手方 豊田市東梅坪町十丁目3番地3  
太啓建設株式会社  
代表取締役 大矢 伸明
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市曙町地内
- 2 工事概要
  - (1) 道路整備延長 200.0m
  - (2) 土工 一式
  - (3) 舗装工 3,920m<sup>2</sup>
  - (4) 擁壁工 一式
  - (5) PC橋工 一式
  - (6) 逆T式橋台 2基
- 3 完成予定日 令和8年9月30日

【担当課：市街地整備課】

議案第137号 工事請負契約の締結について（豊田花園土地区画整理事業  
道路築造工事（その3））

【要旨】

豊田花園土地区画整理事業の施行において、良好な宅地の供給を図るために、道路等を新設する。

- 1 契約目的 豊田花園土地区画整理事業道路築造工事（その3）
- 2 契約金額 232,191,300円
- 3 相手方 豊田市小坂本町一丁目5番地10  
ヤハギ道路株式会社  
取締役社長 櫻井 正典
- 4 契約方法 一般競争入札（4名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市花園町地内
- 2 工事概要
  - (1) 残土処理工 16,170 m<sup>3</sup>
  - (2) 道路築造工 299.0m
  - (3) 宅地造成工 1.0ha
  - (4) 舗装工 6,436 m<sup>2</sup>
- 3 完成予定日 令和8年2月20日

【担当課：市街地整備課】

議案第138号 工事請負契約の締結について（市道豊田西部2号線道路新設工事）

【要旨】

地域交通の安全性と利便性の向上を図るため、市道豊田西部2号線の道路を整備する。

- 1 契約目的 市道豊田西部2号線道路新設工事
- 2 契約金額 473,000,000円
- 3 相手方 豊田市小坂本町一丁目5番地10  
ヤハギ道路株式会社  
取締役社長 櫻井 正典
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市大池町地内
- 2 工事概要
  - (1) 道路整備延長 280m
  - (2) 道路土工（I C T施工） 一式
  - (3) 地盤改良工 一式
  - (4)擁壁工 265m
- 3 完成予定日 令和8年7月31日

【担当課：幹線道路推進課】

## 議案第139号 工事請負契約の変更について（中央公園第2期整備事業基盤造成工事）

### 【要旨】

軟弱地盤対策の追加及び鋼矢板土留め工における施工方法の変更により、  
契約金額について変更契約を締結する。

- |        |   |
|--------|---|
| 1 契約目的 | 中央公園第2期整備事業基盤造成工事   |
| 2 契約金額 | 変更前金額 468,050,000円<br>変更後金額 549,615,000円<br>増減額 81,565,000円 |
| 3 相手方  | 豊田市小坂本町一丁目5番地10<br>ヤハギ道路株式会社<br>取締役社長 櫻井 正典                 |

### 【備考】

- |   |   |
|---|---|
| 1 当初契約日   | 令和5年12月21日  |
| 2 工事場所  | 豊田市広川町地内  |
| 3 変更前工事概要   |   |
| (1) 整備面積  | 4.6ha   |
| (2) 敷地造成工   | 21,070m <sup>3</sup>                                  |
| (3) ボックスカルバート工  | 267m  |
| (4) 附帯工   | 一式  |
| (5) 構造物撤去工  | 一式  |
| (6) 仮設工   | 一式  |
| 4 変更内容  |   |
| (1) 軟弱地盤対策の追加   |   |
| ア 軟弱地盤改良工   | 円柱状の改良体（直径100cm） 0本 → 279本                            |
| イ 路床改良工   | 改良厚70cmから90cmまで 0m <sup>2</sup> → 4,740m <sup>2</sup> |
| ウ 排水施設を整備するに当たり、ボックスカルバート及び仮設道路下部の土質状況を確認した結果、地盤が軟弱であることが判明し、対策を講じる必要が生じたことによる。 |   |
| (2) 鋼矢板土留め工における施工方法の変更  |   |
| ア III型9m → IV型11m   |   |
| イ 施工箇所において詳細な現地調査を基に設計条件を精査した結果、排水施設の施工に必要な鋼矢板の種類等を変更する必要が生じたことによる。             |   |

5 完成予定日 令和7年6月30日

【担当課：公園緑地つくる課】

議案第140号 財産の取得について（中央公園スポーツパーク人工芝グラウンド等）

【要旨】

中央公園スポーツパークを整備し、憩いと交流の拠点とするため、人工芝グラウンド等の公園施設を取得する。

1 取得する財産

- (1) 種別 人工芝グラウンド等  
(2) 数量 ア 人工芝グラウンド 2面  
イ 芝生広場 一式  
ウ トイレ 1棟  
エ その他公園施設 一式  
(3) 所在地 豊田市広川町三丁目16番地1 ほか

2 取得価格 949,960,000円

3 相手方 豊田スタジアムグループ

代表者 豊田市千石町七丁目2番地  
株式会社豊田スタジアム  
代表取締役社長 田村 誠

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による  
随意契約

【備考】

引渡予定日 令和8年9月1日

【担当課：公園緑地つくる課】

議案第141号 財産の取得について（学校図書館用コンピュータシステム機器）

【要旨】

豊田市立小学校等で利用する学校図書館用コンピュータシステム機器を更新する。

1 取得する財産

(1) 種別 サーバ機器等  
(2) 数量 一式

2 取得価格 93,170,000円

3 相手方 豊田市若宮町一丁目57番地1  
トヨタ情報システム愛知株式会社 豊田事業所  
代表取締役 柴田 明彦

4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

1 物件概要

(1) デスクトップパソコン 197台  
(2) サーバ 1台  
(3) プリンタ 105台  
(4) バーコードリーダー 197台  
(5) 延長ケーブル 10本  
(6) ハンディターミナル 46台  
(7) 図書管理ソフトウェア 一式  
(8) サーバOS 一式  
(9) 資産管理ツール 一式  
(10) スイッチングハブ 130台

2 供給予定期限

令和7年2月28日

【担当課：学校教育課】

議案第142号 財産の取得について（豊田市立九久平小学校ほか4校体育館・武道場空調設備）

【要旨】

児童生徒の安全・安心で快適な教育環境を確保するため、豊田市立九久平小学校ほか4校の体育館及び武道場の空調設備を取得する。

1 取得する財産

- (1) 種別 空調設備  
(2) 数量 一式  
(3) 場所 豊田市九久平町ほか地内

2 取得価格 484,660,000円

3 相手方 豊田市陣中町一丁目16番地6  
桶兼住設株式会社  
代表取締役 兼子 勝美

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による  
随意契約

【備考】

引渡予定日 令和7年6月30日

【担当課：学校づくり推進課】

議案第143号 財産の取得について（豊田市立石野中学校ほか4校体育館・武道場空調設備）

【要旨】

生徒の安全・安心で快適な教育環境を確保するため、豊田市立石野中学校ほか4校の体育館及び武道場の空調設備を取得する。

1 取得する財産

- (1) 種別 空調設備
- (2) 数量 一式
- (3) 場所 豊田市力石町ほか地内

2 取得価格 580,800,000円

3 相手方 豊田市元城町二丁目66番地  
三河商事株式会社  
代表取締役 梅村 泰弘

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による  
随意契約

【備考】

引渡予定日 令和7年6月30日

【担当課：学校づくり推進課】

議案第144号 財産の取得について（豊田市立岩倉小学校ほか9校体育館・武道場空調設備）

【要旨】

児童生徒の安全・安心で快適な教育環境を確保するため、豊田市立岩倉小学校ほか9校の体育館及び武道場の空調設備を取得する。

1 取得する財産

- (1) 種別 空調設備
- (2) 数量 一式
- (3) 場所 豊田市岩倉町ほか地内

2 取得価格 502,700,000円

3 相手方 代表事業者

豊田市元町68番地3  
豊田電気株式会社  
代表取締役 芳賀 孝之

構成員

名古屋市東区葵一丁目26番8号  
株式会社アイネック  
代表取締役 度會 洋徳

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による  
随意契約

【備考】

引渡予定日 令和7年6月30日

【担当課：学校づくり推進課】

議案第145号 財産の取得について（豊田市立加納小学校ほか14校体育館空調設備）

【要旨】

児童の安全・安心で快適な教育環境を確保するため、豊田市立加納小学校ほか14校の体育館の空調設備を取得する。

1 取得する財産

- (1) 種別 空調設備  
(2) 数量 一式  
(3) 場所 豊田市加納町ほか地内

2 取得価格 488,400,000円

3 相手方 代表事業者

豊田市元町68番地3  
豊田電気株式会社  
代表取締役 芳賀 孝之

構成員

名古屋市東区葵一丁目26番8号  
株式会社アイネック  
代表取締役 度會 洋徳

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による  
随意契約

【備考】

引渡予定日 令和7年6月30日

【担当課：学校づくり推進課】

議案第146号 財産の取得について（豊田市立大畠小学校ほか11校体育館・武道場空調設備）

【要旨】

児童生徒の安全・安心で快適な教育環境を確保するため、豊田市立大畠小学校ほか11校の体育館及び武道場の空調設備を取得する。

1 取得する財産

- (1) 種別 空調設備
- (2) 数量 一式
- (3) 場所 豊田市大畠町ほか地内

2 取得価格 495,000,000円

3 相手方 代表事業者

豊田市元町68番地3  
豊田電気株式会社  
代表取締役 芳賀 孝之

構成員

名古屋市東区葵一丁目26番8号  
株式会社アイネック  
代表取締役 度會 洋徳

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による  
随意契約

【備考】

引渡予定日 令和7年6月30日

【担当課：学校づくり推進課】

## 議案第147号 指定管理者の指定について（豊田市中央図書館）

### 【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市中央図書館の指定管理者を指定する。

1 施設の名称	豊田市中央図書館
2 指定管理者となる団体	T R C ・ ホーメックス共同企業体 代表者 東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子
3 指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### 【備考】

1 T R C ・ ホーメックス共同企業体の構成員	
(1) 株式会社図書館流通センター（略称：T R C）	
(2) ホーメックス株式会社	
2 株式会社図書館流通センターの概要	
(1) 設立年月	昭和54年12月
(2) 資本金	266,050,000円
(3) 従業員数	377名
(4) 事業内容	ア 指定管理者制度による図書館運営 イ 図書館運営業務の受託 ウ 図書館用書籍の販売 エ 図書館移転及び開館に関わる業務の受託 オ 図書館用書籍の加工（装備） カ 書誌データの作成・販売 キ 電子図書館プラットフォーム・デジタルコンテンツの提供 ク 図書館専用ICタグの開発・販売 ケ 上記附帯関連事業
3 ホーメックス株式会社の概要	
(1) 設立年月	昭和50年2月
(2) 資本金	30,000,000円
(3) 従業員数	189名
(4) 事業内容	ア P P P / P F I 事業（指定管理者、P F I、Par k - P F I 及び放課後児童健全育成事業） イ 総合ライフサポート事業（建物総合管理、設備保守、清掃、警備及び緑地管理）

- ウ 環境事業（一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬、リサイクル及びコンサルティング）
- エ インフラメンテナンス事業（水処理施設維持管理、下水道維持管理及び道路維持管理）
- オ 海外事業（建物総合メンテナンス）
- カ その他（飲食事業及びセールスプロモーション事業）

4 指定管理者となる団体の選定方法  
公募（1名）

【担当課：図書館管理課】

議案第148号 指定管理者の指定について（豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場の指定管理者を指定する。

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 施設の名称      | 豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場                          |
| 2 指定管理者となる団体 | 豊田市深見町常楽997番地56<br>株式会社フィールダー<br>代表取締役 山田 徹治 |
| 3 指定の期間      | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで                       |

【備考】

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1 株式会社フィールダーの概要   |  |
| (1) 設立年月          | 平成18年3月  |
| (2) 資本金           | 3,000,000円   |
| (3) 職員数           | 8名   |
| (4) 事業内容          | ア サッカー及び各種スポーツの大会、スクール等の企画及び運営又はその受託に関する事業<br>イ 各種イベントの企画及び運営又はその受託に関する事業<br>ウ スポーツ施設の管理及び運営又はその受託に関する事業<br>エ 造園工事の設計、施工及び監理の事業<br>オ 労働者派遣事業<br>カ 有料職業紹介事業<br>キ アからカまでに附帯する一切の業務 |
| 2 指定管理者となる団体の選定方法 |  |
| 公募（3名）            |  |

【担当課：スポーツ振興課】

## 議案第149号 指定管理者の指定について（豊田市松平体育館ほか2施設）

### 【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市松平体育館ほか2施設の指定管理者を指定する。

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 施設の名称      | (1) 豊田市松平体育館<br>(2) 豊田市岩倉運動広場<br>(3) 豊田市松平運動広場  |
| 2 指定管理者となる団体 | 豊田市九久平町築場31番地25<br>一般社団法人松平スポーツクラブ<br>代表理事 宇野 勝 |
| 3 指定の期間      | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで                          |

### 【備考】

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 1 一般社団法人松平スポーツクラブの概要 |  |
| (1) 設立年月             | 令和3年4月   |
| (2) 職員数              | 5名   |
| (3) 事業内容             | ア 子どもの健康増進に関する事業<br>イ 学術、文化、芸術及びスポーツの振興に関する事業<br>ウ 指導者及び運営担当者の育成に関すること。<br>エ 健康及び福祉の増進に関する事業<br>オ 委託事業及び公共施設等の管理に関する事業<br>カ 物品及び飲食物の販売及び貸出に関する事業<br>キ その他当法人の目的を達成するために必要な事業 |
| 2 指定管理者となる団体の選定方法    | 豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第2条第2号該当  |
| 3 指定手続条例第2条第2号       | 当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。  |

【担当課：スポーツ振興課】

## 議案第150号 指定管理者の指定について（豊田市足助プール）

### 【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市足助プールの指定管理者を指定する。

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 施設の名称      | 豊田市足助プール   |
| 2 指定管理者となる団体 | 名古屋市北区上飯田通一丁目18番地<br>株式会社メイギガードサービス<br>代表取締役 浅山 元喜 |
| 3 指定の期間      | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで                             |

### 【備考】

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 1 株式会社メイギガードサービスの概要 |  |
| (1) 設立年月            | 平成13年4月  |
| (2) 資本金             | 10,000,000円  |
| (3) 従業員数            | 20名  |
| (4) 事業内容            | ア 警備業法に基づく警備業<br>イ 防犯及び防災機器器具の販売<br>ウ 防犯及び防災設備の設計施工及び保守点検<br>エ 不動産の売買・仲介、賃貸、管理、清掃、斡旋及び<br>ビルメンテナンス業務<br>オ 受付、案内、電話交換等の業務処理サービス<br>カ 人材派遣業務 |
| 2 指定管理者となる団体の選定方法   |  |
| 公募（1名）              |  |

【担当課：足助支所】

## 議案 151号 指定管理者の指定について（豊田市里山くらし体験館）

### 【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市里山くらし体験館の指定管理者を指定する。

1 施設の名称	豊田市里山くらし体験館
2 指定管理者となる団体	豊田市旭八幡町堂山432番地3 一般社団法人おいでん・さんそん 代表理事 戸田 友介
3 指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 【備考】

- 1 一般社団法人おいでん・さんそんの概要
  - (1) 設立年月 平成29年2月
  - (2) 従業員数 5名
  - (3) 事業内容
    - ア 都市と農山村の交流のコーディネートに関する事業
    - イ 地域活動の支援に関する事業
    - ウ 地域の情報の収集と発信に関する事業
    - エ 地域の定住促進に関する事業
    - オ 地域の産業振興に関する事業
    - カ 地域づくり人材の育成に関する事業
    - キ 地域づくりに関する調査、研究事業
    - ク その他当法人の目的の達成に資する事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当
- 3 指定手続条例第2条第3号  
当該施設における事業運営に相当な知識及び経験等が必要な場合で、当該施設における事業運営を行う団体に施設の管理を併せて行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理運営に資すると認められるとき。

【担当課：足助支所】

## 議案第152号 指定管理者の指定について（豊田市温浴施設じゅわじゅわ）

### 【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市温浴施設じゅわじゅわの指定管理者を指定する。

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 施設の名称      | 豊田市温浴施設じゅわじゅわ                                  |
| 2 指定管理者となる団体 | 豊田市本新町七丁目48番地6<br>株式会社豊田ほっとかん<br>代表取締役社長 田中 茂樹 |
| 3 指定の期間      | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで                         |

### 【備考】

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1 株式会社豊田ほっとかんの概要  |   |
| (1) 設立年月          | 平成7年2月  |
| (2) 資本金           | 200,000,000円  |
| (3) 従業員数          | 42名   |
| (4) 事業内容          | ア 特定民間施設の経営<br>イ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣等業務<br>ウ 介護保険法に基づく指定通所介護事業、指定介護予防通所介護事業、指定特定施設入居者生活介護事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業及び指定居宅介護支援事業 |
| 2 指定管理者となる団体の選定方法 | 指定手続条例第2条第5号該当  |
| 3 指定手続条例第2条第5号    | 施設の性質、設置目的及び当該施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。   |

【担当課：高齢福祉課】

## 議案第153号 指定管理者の指定について（豊田市交通安全学習センター）

### 【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市交通安全学習センターの指定管理者を指定する。

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 施設の名称      | 豊田市交通安全学習センター                                  |
| 2 指定管理者となる団体 | 豊田市三軒町八丁目18番地<br>株式会社トヨタ中央自動車学校<br>代表取締役 今野 公介 |
| 3 指定の期間      | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで                         |

### 【備考】

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1 株式会社トヨタ中央自動車学校の概要 |   |
| (1) 設立年月            | 平成元年10月                                     |
| (2) 資本金             | 20,000,000円                                 |
| (3) 従業員数            | 50名   |
| (4) 事業内容            | ア 自動車運転教習所の運営<br>イ 交通安全教育に関する業務<br>ウ 不動産の賃貸 |
| 2 指定管理者となる団体の選定方法   |   |
| 公募（1名）              |   |

【担当課：交通安全防犯課】

## 議案第154号 指定管理者の指定について（田町活性化施設）

### 【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、田町活性化施設の指定管理者を指定する。

1 施設の名称	田町活性化施設
2 指定管理者となる団体	豊田市足助町石橋28番地3 田町自治会 会長 宇野 恭司
3 指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 【備考】

1 田町自治会の概要
(1) 世帯数 132世帯
(2) 事業内容
ア 地域住民・諸団体等の意見調整、連絡等に関すること。
イ 地域住民の相互扶助及び福祉に関するこ。
ウ 地域住民の生活環境整備及び生活安全に関するこ。
エ 地域のコミュニティ活動の振興に関するこ。
オ 集会施設の維持管理に関するこ。
カ その他アからオまでに関連する事業
2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：足助支所】

## 議案第155号 指定管理者の指定について（豊田高等職業訓練校）

### 【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田高等職業訓練校の指定管理者を指定する。

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 施設の名称      | 豊田高等職業訓練校                                    |
| 2 指定管理者となる団体 | 豊田市陣中町一丁目22番地2<br>職業訓練法人豊田職業訓練協会<br>会長 近藤 勝也 |
| 3 指定の期間      | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで                       |

### 【備考】

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 1 職業訓練法人豊田職業訓練協会の概要 |  |
| (1) 設立年月            | 昭和46年1月  |
| (2) 職員数             | 2名   |
| (3) 事業内容            | ア 豊田加茂建設連合協同組合に加盟する事業者が雇用する従業員に対する認定職業訓練<br>イ 親子や大人を対象とした钣金教室、木工教室等の講座の開設<br>ウ 施設の管理運営 |
| 2 指定管理者となる団体の選定方法   |  |
|                     | 公募（1名）   |

【担当課：産業労働課】

## 議案第156号 指定管理者の指定について（井上公園（水泳場を除く。））

### 【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、井上公園（水泳場を除く。）の指定管理者を指定する。

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 施設の名称      | 井上公園（水泳場を除く。）                                     |
| 2 指定管理者となる団体 | 豊田市井上町十一丁目8番地6<br>特定非営利活動法人いさとスポーツクラブ<br>理事長 岡 二朗 |
| 3 指定の期間      | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで                            |

### 【備考】

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| 1 特定非営利活動法人いさとスポーツクラブの概要 |  |
| (1) 設立年月                 | 平成20年10月   |
| (2) 基本財産                 | 26,812,003円  |
| (3) 職員数                  | 14名  |
| (4) 事業内容                 | ア 各種スポーツ教室、講習会及び大会の開催並びにイベント活動事業<br>イ 指導者、運営者等育成のためのスポーツ活動支援事業<br>ウ 調査・広報事業<br>エ 公園管理業務の受託事業<br>オ 健康増進教室等の受託事業<br>カ 井上公園水泳場内における教室用品販売事業 |
| 2 指定管理者となる団体の選定方法        |  |
|                          | 指定手続条例第2条第2号該当   |

【担当課：スポーツ振興課】

## 議案第157号 指定管理者の指定について（井上公園水泳場）

### 【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、井上公園水泳場の指定管理者を指定する。

1 施設の名称	井上公園水泳場
2 指定管理者となる団体	井上公園水泳場運営企業体 代表者 神奈川県小田原市堀之内458番地 株式会社スポーツプラザ報徳 代表取締役 安藤 博二
3 指定期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 【備考】

1 井上公園水泳場運営企業体の構成員	
(1) 株式会社スポーツプラザ報徳	
(2) 株式会社サン	
2 株式会社スポーツプラザ報徳の概要	
(1) 設立年月	昭和62年10月
(2) 資本金	100,000,000円
(3) 職員数	91名
(4) 事業内容	ア 各種スポーツ教室及びスポーツクラブの経営及び管理運営 イ 建築工事、土木工事及び管工事の企画、設計、施工及び監理 ウ スポーツに関する興業の企画及び実施 エ スポーツ施設の設計施工、管理運営及び清掃 オ スポーツインストラクターの養成及び派遣 カ スポーツ用品等の販売
3 株式会社サンの概要	
(1) 設立年月	昭和46年10月
(2) 資本金	30,000,000円
(3) 職員数	232名
(4) 事業内容	ア 建築物等の機器の製造及び販売 イ ビル総合管理及び保守 ウ ビル清掃に関する機器等の販売 エ 建築物及び催物の警備保安管理 オ レジャー施設の経営 カ ビオトープ事業の請負、設計、施工及び監理 キ 污水廃水処理施設設計施工、清掃及び維持管理

- ク 給排水衛生設備設計施工、清掃及び維持管理
- ケ 電気設備設計施工、保守点検及び維持管理
- コ 機械器具等製造
- サ 土木建築工事等の設計施工及び請負

4 指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：スポーツ振興課】

## 議案第158号 指定管理者の指定について（中央公園スポーツパーク）

### 【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、中央公園スポーツパークの指定管理者を指定する。

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 施設の名称      | 中央公園スポーツパーク  |
| 2 指定管理者となる団体 | 豊田スタジアムグループ<br>代表者 豊田市千石町七丁目2番地<br>株式会社豊田スタジアム<br>代表取締役社長 田村 誠 |
| 3 指定の期間      | 令和8年9月1日から令和28年8月31日まで   |

### 【備考】

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1 豊田スタジアムグループの構成員 |   |
| (1) 株式会社豊田スタジアム   |   |
| (2) 早川都市計画株式会社    |   |
| (3) ヤハギ緑化株式会社     |   |
| (4) 株式会社建設技術研究所   |   |
| 2 株式会社豊田スタジアムの概要  |   |
| (1) 設立年月          | 平成12年9月   |
| (2) 資本金           | 100,000,000円  |
| (3) 職員数           | 17名   |
| (4) 事業内容          | ア 都市公園施設及びスポーツ施設の管理運営の受託<br>イ 貸館営業<br>ウ 各種イベントの企画、開催、チケット販売及びコンサルティング<br>エ 食品、飲料水、菓子、スポーツ用品、医療品、日用品<br>雜貨等の販売<br>オ たばこの小売及び酒類の販売<br>カ 飲食店及び土産品店の経営並びにテナントの誘致及び<br>管理<br>キ スタジアム内の広告<br>ク 特別観覧室の経営 |
| 3 早川都市計画株式会社の概要   |   |
| (1) 設立年月          | 昭和48年3月   |
| (2) 資本金           | 10,000,000円   |
| (3) 職員数           | 32名   |
| (4) 事業内容          | ア 都市計画に関する測量設計事業<br>イ 土木及び建築に関する測量設計事業  |

#### 4 ヤハギ緑化株式会社の概要

- (1) 設立年月 昭和47年2月  
(2) 資本金 100,000,000円  
(3) 職員数 109名  
(4) 事業内容
- ア 緑地及び和洋庭園の設計、施工、管理及び請負  
イ 農林園芸植物及び同種苗の生産、販売及び賃貸  
ウ 造園用機器及資材の販売及び賃貸  
エ 総合娯楽施設の経営及び賃貸  
オ スポーツ関係施設の経営及び賃貸  
カ 飲食関係施設の経営及び賃貸  
キ 土木工事及び建築工事の設計施工及び請負  
ク 労働者派遣業  
ケ 農業用薬剤及び肥料の販売  
コ ゴルフ場の運営に関するアウトソーシングの受託  
サ 不動産の売買、賃貸借及び管理  
シ 土木建築資材及び土木建築機材の販売

#### 5 株式会社建設技術研究所の概要

- (1) 設立年月 昭和38年4月  
(2) 資本金 3,025,875,010円  
(3) 職員数 1,792名  
(4) 事業内容
- ア 建築関係の調査、計画、設計、監理及び技術相談  
イ 地質に関する調査、試験及び評価  
ウ 測量  
エ 環境に関する調査、観測、分析、影響評価及び保全  
計画作成  
オ 建設関係の試験、実験及び研究  
カ 建設関係の模型製作  
キ 建築及び環境に関する記録作成  
ク 建築に関する調査、計画、設計及び監理  
ケ エネルギー関連事業  
コ 農業関連事業  
サ 酒類の製造及び販売  
シ 情報システム及びソフトウェアの企画、設計、開発  
及び販売  
ス 労働者派遣事業  
セ 損害保険代理業

#### 6 指定管理者となる団体の選定方法

指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：スポーツ振興課】

議案第159号 指定管理者の指定について（豊田市営住宅青木住宅ほか26施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市営住宅青木住宅ほか26施設の指定管理者を指定する。

1 施設の名称	(1) 青木住宅 (2) 飯野住宅 (3) すまいる聖心 (4) 牛車住宅 (5) 東山住宅 (6) 井ノ口住宅 (7) おちべ住宅 (8) 大沼住宅 (9) 笹戸住宅 (10) 杉本住宅 (11) 梶畠住宅 (12) ソト田住宅 (13) 乳母ヶ入住宅 (14) 乳母ヶ入ハイツ (15) コーポ梶畠 (16) 今朝平住宅 (17) 高嶺下住宅 (18) 近岡住宅 (19) ソト田住宅第2 (20) 梶畠ハイツ (21) 鐘鑄場住宅 (22) 柏ヶ洞住宅 (23) 遊屋住宅「ゆうゆう」 (24) エビネの里 (25) 桑田和住宅 (26) 千野住宅 (27) 夏焼住宅
2 指定管理者となる団体	名古屋市中区丸の内三丁目19番30号 愛知県住宅供給公社 理事長 成瀬 一浩
3 指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

【備考】

- 1 愛知県住宅供給公社の概要  
(1) 設立年月 昭和40年11月  
(2) 基本財産 32,500,000円

(3) 職員数 108名

(4) 事業内容 ア 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡  
イ 住宅用地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡  
ウ 公営住宅及び共同施設の管理の一部の代行

2 指定管理者となる団体の選定方法

指定手続条例第2条第1号該当

3 指定手続条例第2条第1号

専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。

【担当課：定住促進課】

# 議案第160号 基本構想の策定について

## 【要旨】

社会環境の変化に適応し、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、新たな基本構想を定める。

### 1 将来像

つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた

(1) 「つながり」によって、多様な価値や可能性を創出するまち

(2) 「チェンジ（変化）」と「チャレンジ（挑戦）」によって、しなやかに変化し続けるまち

### 2 まちづくりの基本的な考え方

(1) 3つの「発想の転換」

ア 「個の充足・完結」から「つながり・関係性の広がり・深まり」重視へ

イ 「ないものを補う」から「あるものを生かす」発想へ

ウ 「行政がリードするまちづくり」から「多様な主体がつくり上げるまちづくり」へ

(2) 3つの「行動の変容」

ア 見方を「変える」<気付く>

イ 思考を「変える」<考える>

ウ 行動を「変える」<行動する>

### 3 将来都市構造

(1) 将来都市構造の基本的な考え方

ア 長期の視点を持って戦略的に、暮らしと自然が調和する土地利用を図る

イ 拠点同士の連携を強め、様々な循環・対流を創出し、都市部と山村部それぞれの地域の価値を高め合う「拠点連携型都市」を目指す

(2) 拠点連携型都市の実現に向けて

ア 拠点への機能・居住の緩やかな集積と拠点間の連携強化

イ 都市基盤を生かした更なる産業の強化と地域資源の保全・活用

ウ 安全・安心な防災まちづくりの推進

【担当課：企画課】

# 議案第161号 豊田市子ども総合計画の策定について

## 【要旨】

社会環境の変化に適応し、こどもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、新たな豊田市子ども総合計画を定める。

### 1 計画策定の背景

豊田市子ども条例第27条第1項の規定に基づき、こどもの権利を保障し、こどもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、本計画を策定します。

### 2 計画の位置付け

豊田市子ども条例に規定する豊田市子ども総合計画であるとともに、こども基本法に基づく市町村こども計画や子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画等を包含した、豊田市こども・若者計画として位置付けます。

また、上位計画である第9次豊田市総合計画を始めとした本市の関連計画と整合を図り、策定します。

### 3 計画の対象

妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までのこども・若者及びその家庭を対象としています。ただし、施策の内容によっては、30歳代までの若者も含みます。

### 4 計画の期間

令和7年度から令和11年度まで

### 5 基本理念

「こどもたちの笑顔があふれるまち とよた」

### 6 基本方針

- (1) こどもの権利を大切にする
- (2) 子育てを支える

### 7 取組方針・取組の方向性

- (1) こどもの健やかな成長を支える
  - ア こどもの意見表明の機会充実
  - イ こどもの多様な居場所の創出
  - ウ こどもの遊び・体験の機会充実
  - エ 配慮が必要なこどもへの支援
  - オ 若者の社会参加の促進
- (2) 安心して子育てができる環境をつくる
  - ア 妊娠期から乳幼児期までの伴走支援
  - イ こどもを安心して預けられる環境づくり

- ウ 経済的負担の軽減
  - エ 配慮が必要な家庭への支援
  - オ 情報発信の最適化
- (3) こどもと子育てをみんなで支える
- ア 共働き・共育ての推進
  - イ 地域ぐるみによるこども・子育ての支援

## 8 重点プロジェクト

- (1) こどもの権利プロジェクト
  - ア 市民との共働によるこどもの権利啓発
  - イ こどもの意見表明・反映の仕組みづくり
  - ウ 地域資源を活用したこどもの支援体制の充実
- (2) こどもの居場所プロジェクト
  - ア 多様なこどもの居場所づくりの推進
  - イ こどもの居場所マップの構築
  - ウ こどもと居場所のマッチング
- (3) 子育て支援デジタル化プロジェクト
  - ア プッシュ型通知による最適な情報発信
  - イ デジタル技術活用による子育て手続の負担軽減

## 9 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を目的として、豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査等を基に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期等を設定します。

## 10 ユニセフ日本型CFCⅠ実践自治体

ユニセフが定めるこどもにやさしいまちの世界的基準によって、豊田市のことにもに関する取組状況を分析・評価し、市民に公開することで、こどもにやさしいまちづくりをより一層推進していきます。

## 11 計画の推進

### (1) 計画の推進体制

本計画では、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議を計画推進体制の要とし、当該会議が施策・取組の進捗の点検・評価を行うとともに、本計画及び実施体制の改善等に関する協議・提言を行います。また、庁内の横断的な取組を図るため、こども・子育て支援庁内推進会議を開催し、こども・子育て支援施策・取組に関する庁内の意見の取りまとめ及び意思決定を行います。そして、豊田市子ども会議は、本計画の推進における取組に対するこどもの意見の表明の役割を担います。

### (2) 計画の評価方法

本計画の評価については、事業の実施状況を毎年調査・公表し、計画の最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認を行いま

す。

また、豊田市こどもにやさしいまちづくりの状況について、ユニセフが世界的に示す構成要素に対応したチェックリストを用いて、公益財団法人日本ユニセフ協会CFCI委員会の第三者評価を受けます。

なお、これら評価の内容については、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議に諮った後、市民へ公表します。

【担当課：こども・若者政策課】

### 3 同意

#### 同意第10号 人権擁護委員の推薦について

##### 【要旨】

人権擁護委員として次の者を推薦する。

##### 推薦する者

稻 熊 実枝子	(再任)	内 山 雅 代	(再任)
鈴 木 隆 之	(新任)	鈴 木 雅 和	(新任)
星 田 恵 子	(再任)		

##### 【備考】

稻熊実枝子委員、内山雅代委員、加藤章委員、平松学委員及び星田恵子委員が、令和7年3月31日付けで任期満了となるため。

【担当課：市民相談課】

## 資料 2

### 令和 6 年 1 2 月 市議会定例会 予 算 関 係 議 案 の 要 旨

#### 目 次

1	令和 6 年度一般会計補正予算（11月 8 日専決）	.....	1
2	令和 6 年度一般会計・特別会計補正予算（12月補正）	.....	9

※ この資料は、議会開会当日、議場  
へ持参してください。

資料作成 令和 6 年 1 1 月 1 9 日



令和 6 年度

豊田市一般会計補正予算資料

(11月8日専決)



令和6年度 11月8日専決 各会計別 予算総括表

(単位:千円・%)

区分	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
----	-------	-----	---	--------	--------	----

一般会計	208,851,714	4,781	208,856,495	74.1	74.1	豊專第 48 号
------	-------------	-------	-------------	------	------	----------

特別会計 合計	国民健康保険	35,103,946	0	35,103,946	12.5	12.5	
	地区画整理	土橋	344,744	0	344,744	0.1	0.1
		花園	1,142,598	0	1,142,598	0.4	0.4
	分譲住宅建設	9,171	0	9,171	0.0	0.0	
	卸売市場	241,885	0	241,885	0.1	0.1	
	水道水源保全	94,362	0	94,362	0.0	0.0	
	母子父子寡婦福祉	25,472	0	25,472	0.0	0.0	
	介護保険	28,175,020	0	28,175,020	10.0	10.0	
	財産区	盛岡	3,888	0	3,888	0.0	0.0
		賀茂	4,697	0	4,697	0.0	0.0
	後期高齢者医療	7,839,366	0	7,839,366	2.8	2.8	
	産業用地造成	14,580	0	14,580	0.0	0.0	
	小計	72,999,729	0	72,999,729	25.9	25.9	

合計 (一般会計+特別会計)	281,851,443	4,781	281,856,224	100.0	100.0	
-------------------	-------------	-------	-------------	-------	-------	--

企業会計	水道事業	収入	14,248,217	0	14,248,217	—	—	
		支出	18,393,910	0	18,393,910	—	—	
	下水道事業	収入	12,544,332	0	12,544,332	—	—	
		支出	16,936,444	0	16,936,444	—	—	
	支出合計	35,330,354	0	35,330,354	—	—		

総計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	317,181,797	4,781	317,186,578	—	—	
----------------------------	-------------	-------	-------------	---	---	--

令和6年度11月8日専決

一般会計

(豊專第48号)

(歳入)

(単位:千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 市 税	125,516,194	0	125,516,194	60.1	60.1	
2 地 方 譲 与 税	1,459,100	0	1,459,100	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	35,000	0	35,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	628,000	0	628,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	504,000	0	504,000	0.2	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,797,000	0	1,797,000	0.9	0.9	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	10,406,000	0	10,406,000	5.0	5.0	
8 ゴルフ場利用税交付金	360,000	0	360,000	0.2	0.2	
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	468,000	0	468,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	2,563,001	0	2,563,001	1.2	1.2	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	49,000	0	49,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	98,639	0	98,639	0.0	0.0	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,947,990	0	2,947,990	1.4	1.4	
16 国 庫 支 出 金	31,125,130	4,781	31,129,911	14.9	14.9	
17 県 支 出 金	12,142,461	0	12,142,461	5.8	5.8	
18 財 产 収 入	1,933,788	0	1,933,788	0.9	0.9	
19 寄 附 金	450,897	0	450,897	0.2	0.2	
20 繰 入 金	6,108,818	0	6,108,818	2.9	2.9	
21 繰 越 金	4,073,612	0	4,073,612	2.0	2.0	
22 諸 収 入	5,035,083	0	5,035,083	2.4	2.4	
23 市 債	1,000,000	0	1,000,000	0.5	0.5	
合 计	208,851,714	4,781	208,856,495	100.0	100.0	

## 歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳		
		補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	4,781	自立支援医療ム 電子化システム 改修補助金	2,980	0 2,980
		小児慢性特定疾 シス テ ム 改 修 事 業 費 补 助 金	1,801	0 1,801
合 計	4,781			

## (目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 議会費	891,082	0	891,082	0.4	0.4	
2 総務費	23,277,122	0	23,277,122	11.1	11.1	
3 民生費	73,741,439	2,980	73,744,419	35.3	35.3	
4 衛生費	17,944,897	1,801	17,946,698	8.6	8.6	
5 労働費	171,001	0	171,001	0.1	0.1	
6 農林水産業費	3,158,491	0	3,158,491	1.5	1.5	
7 商工費	5,374,780	0	5,374,780	2.6	2.6	
8 土木費	34,656,428	0	34,656,428	16.6	16.6	
9 消防費	8,823,768	0	8,823,768	4.2	4.2	
10 教育費	32,877,672	0	32,877,672	15.7	15.7	
11 災害復旧費	350,160	0	350,160	0.2	0.2	
12 公債費	7,084,873	0	7,084,873	3.4	3.4	
13 諸支出金	1	0	1	0.0	0.0	
14 予備費	500,000	0	500,000	0.2	0.2	
合計	208,851,714	4,781	208,856,495	100.0	100.0	

## 歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額		内 訳		
			補正額	補正前	補正後
3 民 生 費	2,980	医療機関システム改修等 事業費補助金	2,980	0	2,980
4 衛 生 費	1,801	医療機関システム改修等 事業費補助金	1,801	0	1,801
合 計	4,781				

## (性質別歳出)

(単位：千円・%)

区分	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
人件費	35,314,521	0	35,314,521	16.9	16.9	
物件費	41,169,860	0	41,169,860	19.7	19.7	
維持補修費	3,876,037	0	3,876,037	1.9	1.9	
扶助費	38,747,706	0	38,747,706	18.6	18.6	
補助費等	27,434,497	4,781	27,439,278	13.1	13.1	
普通建設事業費	44,012,272	0	44,012,272	21.1	21.1	
災害復旧事業費	350,160	0	350,160	0.2	0.2	
公債費	7,084,873	0	7,084,873	3.4	3.4	
積立金	112,023	0	112,023	0.1	0.1	
投資及び出資金	1,030,725	0	1,030,725	0.5	0.5	
貸付金	250,000	0	250,000	0.1	0.1	
繰出金	8,969,040	0	8,969,040	4.3	4.3	
予備費	500,000	0	500,000	0.2	0.2	
合計	208,851,714	4,781	208,856,495	100.0	100.0	

令和 6 年度

豊田市 一般会計 補正予算資料  
特別会計

(12月補正)



## 令和6年度12月補正 各会計別 予算総括表

(単位:千円・%)

区分	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
----	-------	-----	---	--------	--------	----

一般会計	208,856,495	17,555,205	226,411,700	74.1	75.6	議案第128号
------	-------------	------------	-------------	------	------	---------

特別会計 計	国民健康保険	35,103,946	25,637	35,129,583	12.5	11.7	議案第129号
	地区画整理	土橋	344,744	△ 17,120	327,624	0.1	0.1
		花園	1,142,598	△ 9,357	1,133,241	0.4	0.4
	分譲住宅建設	9,171	△ 3,114	6,057	0.0	0.0	議案第131号
	卸売市場	241,885	6,183	248,068	0.1	0.1	議案第132号
	水道水源保全	94,362	0	94,362	0.0	0.0	
	母子父子寡婦福祉	25,472	0	25,472	0.0	0.0	
	介護保険	28,175,020	14,183	28,189,203	10.0	9.4	議案第133号
	財産区	盛岡	3,888	0	3,888	0.0	0.0
		賀茂	4,697	0	4,697	0.0	0.0
	後期高齢者医療	7,839,366	773	7,840,139	2.8	2.6	議案第134号
	産業用地造成	14,580	△ 2,698	11,882	0.0	0.0	議案第135号
	小計	72,999,729	14,487	73,014,216	25.9	24.4	

合計 (一般会計+特別会計)	281,856,224	17,569,692	299,425,916	100.0	100.0	
-------------------	-------------	------------	-------------	-------	-------	--

企業会計	水道事業	収入	14,248,217	0	14,248,217	—	—	
		支出	18,393,910	0	18,393,910	—	—	
	下水道事業	収入	12,544,332	0	12,544,332	—	—	
		支出	16,936,444	0	16,936,444	—	—	
	支出合計	35,330,354		0	35,330,354	—	—	

総計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	317,186,578	17,569,692	334,756,270	—	—	
----------------------------	-------------	------------	-------------	---	---	--

令和6年度12月補正

一般会計

(議案第128号)

(歳入)

(単位:千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 市 稅	125,516,194	18,000,000	143,516,194	60.1	63.4	
2 地 方 譲 与 税	1,459,100	0	1,459,100	0.7	0.6	
3 利 子 割 交 付 金	35,000	0	35,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	628,000	0	628,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	504,000	0	504,000	0.2	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,797,000	0	1,797,000	0.9	0.8	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	10,406,000	0	10,406,000	5.0	4.6	
8 ゴルフ場利用税交付金	360,000	0	360,000	0.2	0.2	
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	468,000	0	468,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	2,563,001	0	2,563,001	1.2	1.1	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	49,000	0	49,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	98,639	0	98,639	0.0	0.0	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,947,990	0	2,947,990	1.4	1.3	
16 国 庫 支 出 金	31,129,911	3,900	31,133,811	14.9	13.8	
17 県 支 出 金	12,142,461	14,004	12,156,465	5.8	5.4	
18 財 産 収 入	1,933,788	0	1,933,788	0.9	0.9	
19 寄 附 金	450,897	7,000	457,897	0.2	0.2	
20 繰 入 金	6,108,818	△ 1,200,000	4,908,818	2.9	2.2	
21 繰 越 金	4,073,612	666,714	4,740,326	2.0	2.1	
22 諸 収 入	5,035,083	63,587	5,098,670	2.4	2.3	
23 市 債	1,000,000	0	1,000,000	0.5	0.4	
合 计	208,856,495	17,555,205	226,411,700	100.0	100.0	

## 歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			補正額	補正前	補正後
		補正額	補正前	補正後			
1 市 税	18,000,000	法 人 市 民 税	18,000,000	34,871,000	52,871,000		
16 国庫支出金	3,900	へ き 地 児 童 生 徒 援 助 費 等 補 助 金	3,900	0	3,900		
17 県 支 出 金	14,004	担 い 手 へ の 農 地 集 積 推 進 費 補 助 金	14,004	1,250	15,254		
19 寄 附 金	7,000	脱炭素社会推進事業寄附金	7,000	364	7,364		
20 繰 入 金	△ 1,200,000	公 共 施 設 安 全 安 心 基 金 繰 入	△ 1,200,000	2,000,000	800,000		
21 繰 越 金	666,714	前 年 度 繰 越 金	666,714	4,073,612	4,740,326		
22 諸 収 入	63,587	過 年 度 収 入	25,967	1	25,968		
		そ の 他 収 入	2,001	74,158	76,159		
		個 人 情 報 流 出 事 件 賠 償 金	35,619	0	35,619		
合 計	17,555,205						

## (目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
1 議会費	891,082	5,423	896,505	0.4	0.4	
2 総務費	23,277,122	16,929,798	40,206,920	11.1	17.8	
3 民生費	73,744,419	1,100,132	74,844,551	35.3	33.1	
4 衛生費	17,946,698	384,343	18,331,041	8.6	8.1	
5 労働費	171,001	8,435	179,436	0.1	0.1	
6 農林水産業費	3,158,491	18,440	3,176,931	1.5	1.4	
7 商工費	5,374,780	△ 82,289	5,292,491	2.6	2.3	
8 土木費	34,656,428	105,647	34,762,075	16.6	15.4	
9 消防費	8,823,768	250,690	9,074,458	4.2	4.0	
10 教育費	32,877,672	△ 1,165,414	31,712,258	15.7	14.0	
11 災害復旧費	350,160	0	350,160	0.2	0.2	
12 公債費	7,084,873	0	7,084,873	3.4	3.1	
13 諸支出金	1	0	1	0.0	0.0	
14 予備費	500,000	0	500,000	0.2	0.2	
合計	208,856,495	17,555,205	226,411,700	100.0	100.0	

## 歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳		
		補正額	補正前	補正後
1 議会費	5,423	人 件 費 ( 議 員 )	2,130	596,274 598,404
		人 件 費 ( 一 般 職 )	3,293	170,698 173,991
2 総務費	16,929,798	人件費(特別職・一般職)	73,780	5,506,986 5,580,766
		庁舎等長寿命化推進費	△ 1,143,982	1,660,806 516,824
		財政調整基金積立金	8,000,000	100,000 8,100,000
		地域づくり振興基金積立金	10,000,000	0 10,000,000
3 民生費	1,100,132	人 件 費 ( 一 般 職 )	388,714	6,283,448 6,672,162
		こども園給食運営費	22,975	782,777 805,752
		社会福祉費 過年度国県支出金返還金	148,978	0 148,978
		障がい者福祉費 過年度国県支出金返還金	67,658	0 67,658
		児童福祉費 過年度国県支出金返還金	442,558	0 442,558
		介護保険事業 特別会計繰出金	14,183	4,225,937 4,240,120
		国民健康保険 特別会計繰出金	14,293	2,782,791 2,797,084
		後期高齢者医療 特別会計繰出金	773	994,022 994,795
		人 件 費 ( 一 般 職 )	90,404	2,744,029 2,834,433
		保健衛生費 過年度国県支出金返還金	272,594	0 272,594
4 衛生費	384,343	母子保健費 過年度国県支出金返還金	21,345	0 21,345
		人 件 費 ( 一 般 職 )	8,435	37,844 46,279
6 農林水産業費	18,440	人 件 費 ( 一 般 職 )	4,436	598,083 602,519
		農地集積推進補助金	14,004	1,250 15,254
7 商工費	△ 82,289	人 件 費 ( 一 般 職 )	16,088	382,501 398,589
		再開発施設整備費	△ 95,679	175,819 80,140
		産業用地造成事業 特別会計繰出金	△ 2,698	14,578 11,880

款	補正額	内 訳		
		補正額	補正前	補正後
8 土木費	105,647	人件費（一般職）	108,238	2,559,771 2,668,009
		結婚新生活支援補助金	27,000	10,200 37,200
		都市計画事業土地区画整理 特別会計繰出金	△ 26,477	847,921 821,444
		分譲住宅建設事業 特別会計繰出金	△ 3,114	9,137 6,023
9 消防費	250,690	人件費（一般職）	250,690	4,842,318 5,093,008
10 教育費	△ 1,165,414	人件費（特別職・一般職）	117,840	1,958,918 2,076,758
		通学バス購入費	11,989	0 11,989
		学校給食協会委託費	29,066	1,581,681 1,610,747
		給食材料費	60,052	895,522 955,574
		豊田参考合館費 施設整備費	△ 590,655	679,939 89,284
		コンサートホール・能楽堂 施設整備費	△ 793,706	869,997 76,291
合 計	17,555,205			

継続費補正（追加）

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	長寿命化改修事業 (西庁舎外1施設)	2,083,390	令和6	196,018
				7	1,444,329
				8	443,043

継続費補正（変更）

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
7 商工費	1 商工費	豊田参合館長寿命化等改修負担事業 (共用部)	330,806	令和6	114,453	125,160	令和6	18,774
				7	152,440		7	100,128
				8	63,913		8	6,258
10 教育費	7 社会教育費	豊田参合館長寿命化等改修負担事業 (中央図書館・共用部)	1,860,207	6	643,601	352,971	6	52,946
				7	857,249		7	282,376
				8	359,357		8	17,649
	8 文化体育費	豊田参合館長寿命化等改修負担事業 (コンサートホール・能楽堂・共用部)	2,413,157	6	834,913	274,711	6	41,207
				7	1,112,067		7	219,768
				8	466,177		8	13,736

繰越明許費補正（追加）

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	4 児童福祉費	長寿命化改修等事業 (大草二ども園)	158,359
8 土木費	2 道路橋 2りよう費	市道改良事業 (市道四郷25号線外1路線)	12,600
10 教育費	2 小学校費	通学バス取得事業	11,989

債務負担行為補正（追加）

(単位：千円)

事項	期間	限度額
小水力発電事業性調査業務委託事業	令和7年度	968
国際首長フォーラム開催負担事業	令和7年度	140,000
足助スクールバス運行委託事業	令和7年度	79,852
外国人介護人材日本語学習支援業務委託事業	令和7年度	5,314
豊田地域医療センター 電子カルテ等システム取得事業	令和7年度	1,478,000
特定医療費受付業務等委託事業	令和7年度から 令和9年度まで	92,100
公共施設太陽光発電設備整備事業 (西庁舎ほか)	令和7年度から 令和24年度まで	346,617
とよたビジネスフェア開催負担事業	令和7年度	8,000
D X モデル事例創出事業	令和7年度	17,000
旭スクールバス等運行委託事業	令和7年度	203,530
岡崎特別支援学校スクールバス運行委託事業	令和7年度	16,058
総合野外センター空調設備整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	95,370

## (性質別歳出)

(単位：千円・%)

区分	補正前の額	補正額	計	補正前構成比	補正後構成比	備考
人件費	35,314,521	1,064,048	36,378,569	16.9	16.1	
物件費	41,169,860	89,159	41,259,019	19.7	18.2	
維持補修費	3,876,037	0	3,876,037	1.9	1.7	
扶助費	38,747,706	22,975	38,770,681	18.6	17.1	
補助費等	27,439,278	967,162	28,406,440	13.1	12.5	
普通建設事業費	44,012,272	△ 2,585,099	41,427,173	21.1	18.3	
災害復旧事業費	350,160	0	350,160	0.2	0.2	
公債費	7,084,873	0	7,084,873	3.4	3.1	
積立金	112,023	18,000,000	18,112,023	0.1	8.0	
投資及び出資金	1,030,725	0	1,030,725	0.5	0.5	
貸付金	250,000	0	250,000	0.1	0.1	
繰出金	8,969,040	△ 3,040	8,966,000	4.3	4.0	
予備費	500,000	0	500,000	0.2	0.2	
合計	208,856,495	17,555,205	226,411,700	100.0	100.0	

(単位：千円)

議案第129号 国民健康保険	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	7,183,720	0	7,183,720
	2 国庫支出金	1	0	1
	3 県支出金	23,281,778	0	23,281,778
	4 財産収入	1,210	0	1,210
	5 繰入金	4,531,052	14,293	4,545,345
	6 繰越金	20,000	11,344	31,344
	7 諸収入	86,185	0	86,185
合 計		35,103,946	25,637	35,129,583
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	747,058	14,293	761,351
	2 保険給付費	23,055,609	0	23,055,609
	3 国民健康保険事業費納付金	10,902,749	6,344	10,909,093
	4 保健事業費	352,318	0	352,318
	5 基金積立金	1,210	0	1,210
	6 諸支出金	40,002	5,000	45,002
	7 予備費	5,000	0	5,000
合 計		35,103,946	25,637	35,129,583

(単位：千円)

議案第130号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事 業 収 入	45,821	0	45,821
	2 負 担 金	120,000	0	120,000
	3 使用料及び手数料	50	0	50
	4 繰 入 金	178,849	△ 17,120	161,729
	5 繰 越 金	1	0	1
	6 諸 収 入	23	0	23
	合 計	344,744	△ 17,120	327,624
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 土橋土地区画整理費	344,744	△ 17,120	327,624
	合 計	344,744	△ 17,120	327,624
都市計画事業 土地区画整理 (花 園)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事 業 収 入	100,000	0	100,000
	2 負 担 金	373,400	0	373,400
	3 使用料及び手数料	80	0	80
	4 繰 入 金	669,072	△ 9,357	659,715
	5 繰 越 金	1	0	1
	6 諸 収 入	45	0	45
	合 計	1,142,598	△ 9,357	1,133,241
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 花園土地区画整理費	1,142,598	△ 9,357	1,133,241
	合 計	1,142,598	△ 9,357	1,133,241

(単位：千円)

議案第131号 分譲住宅建設事業	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事 業 収 入	1	0	1
	2 使用料及び手数料	30	0	30
	3 繰 入 金	9,137	△ 3,114	6,023
	4 繰 越 金	1	0	1
	5 諸 収 入	2	0	2
	合 計	9,171	△ 3,114	6,057
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 宅 地 造 成 費	9,071	△ 3,114	5,957
	2 予 備 費	100	0	100
	合 計	9,171	△ 3,114	6,057
議案第132号 卸売市場	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 使用料及び手数料	85,883	0	85,883
	2 繰 入 金	88,756	0	88,756
	3 繰 越 金	1	6,183	6,184
	4 諸 収 入	67,245	0	67,245
	合 計	241,885	6,183	248,068
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 卸 売 市 場 費	241,385	6,183	247,568
	2 予 備 費	500	0	500
	合 計	241,885	6,183	248,068

(単位：千円)

		(歳 入)		
		款	補正前の額	補正額
議案第133号	介護保険事業	1 保 険 料	7,007,517	0
		2 手 数 料	960	0
		3 国 庫 支 出 金	5,180,632	0
		4 支 払 基 金 交 付 金	7,269,594	0
		5 県 支 出 金	3,814,662	0
		6 財 産 収 入	5,802	0
		7 寄 附 金	1	0
		8 繰 入 金	4,890,810	14,183
		9 繰 越 金	1	0
		10 諸 収 入	5,041	0
		合 計	28,175,020	14,183
				28,189,203
		(歳 出)		
		款	補正前の額	補正額
		1 総 務 費	678,593	15,738
		2 保 険 給 付 費	26,085,354	0
		3 地 域 支 援 事 業 費	1,387,626	△ 1,555
		4 基 金 積 立 金	1	0
		5 諸 支 出 金	13,446	0
		6 予 備 費	10,000	0
		合 計	28,175,020	14,183
				28,189,203

(単位：千円)

議案第134号 後期高齢者医療	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	6,829,959	0	6,829,959	
2 繰 入 金	994,022	773	994,795	
3 繰 越 金	1,000	0	1,000	
4 諸 収 入	14,385	0	14,385	
合 計	7,839,366	773	7,840,139	
議案第135号 産業用地 造成事業	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費	139,364	773	140,137	
2 広 域 連 合 納 付 金	7,686,064	0	7,686,064	
3 諸 支 出 金	13,938	0	13,938	
合 計	7,839,366	773	7,840,139	
議案第135号 産業用地 造成事業	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 繰 入 金	14,578	△ 2,698	11,880	
2 繰 越 金	1	0	1	
3 諸 収 入	1	0	1	
合 計	14,580	△ 2,698	11,882	
議案第135号 産業用地 造成事業	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
1 産 業 用 地 造 成 費	14,580	△ 2,698	11,882	
合 計	14,580	△ 2,698	11,882	